

令和5年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

令和5年6月21日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正美君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

11番 押本 修 君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田 淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（31名）

市長	和地仁美君	副市長	小島昇公君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山 尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村 西君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	伊野宮 崇君
健康いきいき部 部長	川口 荘一君	まちづくり部長	金子 秀之君
教育部長	小俣 学君	教育部参事	小野 隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	総合戦略推進 担当課長	田代雄己君
行政改革推進 担当課長	岩本尚史君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君

職員課長 高田 匡章 君
地域振興課長 池田 剛 君
子育て支援課長 新海 隆弘 君
保険年金課長 吾郷 真利 君
都市づくり課長 稲毛 秀憲 君
道路交通課長 一ツ木 正美 君
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君
生涯学習課長 岩野 秀夫 君

産業振興課長 佐伯 芳幸 君
環境対策課長 梶川 義夫 君
生活福祉課長 青木 一麻 君
新型コロナウイルス感染症
対策担当課長 中山 仁 君
まちづくり推進
担当課長 梅山 直人 君
下水道課長 島山 輝 君
指導担当課長 菅野 恭子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

開会前に議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

初めに、今定例会に追加議案として、第19号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてが提案されることとなりました。この追加議案につきましては、定例会最終日であります6月30日に本会議において質疑を行った後、委員会付託及び討論を省略し、審議することを決定いたしました。

次に、現在の一般質問の進行状況ですと、本日中に全ての一般質問について終了することが想定できます。ただし、万が一想定より進行が遅くなったとしても、午後5時30分頃までに全ての一般質問が終了すると見込まれる場合は、あらかじめ午後5時より前に議長発議により会議時間の延長を行うことと決定をいたしました。よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、6月22日及び23日、26日から29日について休会の議決を採ることとなります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長においてよろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（東口正美君） 通告に従い、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） おはようございます。

日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染症から市民の命と暮らしを守る取組について。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から「5類感染症」に移行しました。以下、伺います。

①現在、新型コロナウイルス感染症が市民の命と暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、現状に対する認識を伺います。

②感染症法上の位置づけが5類になったことに伴って何が変わるのか。また、市民の命と暮らしを守る視点からの課題について伺います。

③市民の命と暮らしを守る施策について伺います。

2、物価高騰から暮らしと営業を守る施策について。

①物価高騰から暮らしと営業を守る施策について伺います。

②国民健康保険税、下水道使用料、家庭廃棄物指定収集袋（手数料）の緊急引下げを求めますが、市の見解を伺います。

3、少子化対策について。

①少子化・人口減少の影響と対策について伺います。

②市の少子化対策の現状と課題、今後の施策について伺います。

4、宅地開発とごみ行政について。

①ごみ減量と家庭ごみ有料化、戸別収集についての市の考え方と方針、現状と課題について伺います。

②宅地開発の場合のごみ収集についての考え方と方針、現状と課題について伺います。

③東大和グリーンタウンバス停前のごみ集積所設置の経緯と取扱いについて伺います。

5、市職員の労働環境について。

①富士通総研の報告書でサービス残業の可能性が指摘されたが、市は調査を行いませんでした。その後の改善について伺います。

②東大和市ハラスメント処理委員会の活動と実績、課題について伺います。

6、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。再質問については自席にて行います。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症による市民への影響についてであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変更されておりますが、依然として感染者が発生しておりますので、市民の皆様の生命、健康、生活に影響を与える感染症であると認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけられたことに伴う感染対策の変更内容等についてであります。国において改められた主な内容としまして、日常における基本的な感染対策につきましては、法律に基づく要請・関与がなくなり、個人の主体的な選択を尊重することになっております。また、医療提供体制につきましては、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応となっております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染者が発生しておりますので、市としましては、引き続き国の通知等に基づき適切に対応していくことが必要であると考えております。

次に、市民の命と暮らしを守る施策についてであります。市では令和5年度におきましても、東大和市医師会及び関係機関の御協力をいただき、国の通知に基づき新型コロナウイルスのワクチン接種を適切に実施いたします。

次に、物価高騰から暮らしと営業を守る施策についてであります。これまで国や東京都からの財源を活用しまして、キャッシュレス決済による消費活性化事業や中小企業者等燃料費支援金支給事業の実施、中小企業者等の下支えとなる応援金事業などを実施してまいりました。

今後につきましては、引き続き、このような施策に活用できる国や東京都からの財源について情報収集に努めてまいります。

次に、国民健康保険税、下水道使用料、家庭廃棄物指定収集袋手数料の緊急値下げについてであります。国民健康保険税につきましては、国民皆保険を下支えする国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、下水道使用料につきましては、下水道施設の適切な維持管理、下水道事業の安定的な経営を図るため、そして家庭廃棄物処理手数料につきましては、ごみの減量化や費用負担の公平化を図るため、それぞれの税率や料金の引下げを行うことは難しいと考えております。

次に、少子化・人口減少の影響と対策についてであります。我が国では想定よりも早く少子化が進行していると言われており、市におきましても、近年出生数は減少傾向になっております。少子化や人口減少の影響としましては、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢者を支える生産年齢人口の負担の増加、消費の減少や労働力の減少に伴う地域経済の縮小、医療・教育・交通などの生活を支える社会インフラ機能の弱体化などが考えられます。

現在国が少子化傾向を反転できるかのラストチャンスとして対策に乗り出しておりますので、市としましては、こうした国や東京都の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

次に、市の少子化対策の現状と課題、今後の施策についてであります。少子化対策の現状としましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランで定める子ども・子育て支援施策や、子ども・子育て未来プランで定める取組などを進めているところであります。

課題としましては、減少傾向で推移している出生数を増やしていくことであると考えております。

今後の施策につきましては、国や東京都の動向を注視しつつ、「子育て・教育で選ばれる東大和」を目指し、高校生等までの医療費の無償化など新たな施策を推進して、少子化対策につなげてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量と家庭ごみ有料化、戸別収集についてであります。循環型社会の形成を目指して、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組むことによりごみの減量化を進める必要があると考えております。こうした方針の一環として、家庭廃棄物の有料化を導入したところであります。戸別収集につきましても、排出者責任を明確化し、ごみの減量化を進めるとともに、排出マナーの向上へとつなげるために実施しております。

現状と課題であります。ごみ減量につきましては、令和3年度時点の市民1人当たりの排出量は多摩地域の中で3番目に少ない順位となっておりますが、引き続き減量化を進めております。

家庭廃棄物有料化につきましては、有料化に伴いごみの減量が進んでおり、大きな効果があったと考えております。戸別収集につきましては、可燃・不燃・容器包装プラスチックごみを対象として実施しております。また、資源物の回収方法等につきましては、引き続き他市の事例等も参考に研究してまいります。

次に、宅地開発におけるごみ収集についてであります。その考え方と方針につきましては、東大和市開発事業基準に基づき、良好な市街地の形成や計画的なまちづくりに資することを目的に、宅地開発地区のごみ集積所において面積等の基準を定めております。また、集積所による収集となるため、可燃ごみ、不燃ごみ、容

器包装プラスチックごみ以外の資源物等も含めた全ての排出品目を収集することとなり、設置した集積所は原則、市に寄附することになります。

また、現状と課題であります。宅地開発から相当の年月が経過したケースでは、居住者の高齢化等の理由により集積所収集から戸別収集への切替えの要望があります。しかし、集積所の跡地の利用方法等の課題もあることから、戸別収集への切替えについては他市の事例等も参考に引き続き研究してまいります。

次に、東大和グリーンタウンバス停前のごみ集積所についてであります。設置経緯につきましては、開発事業者から示された土地利用計画などに基づき、ごみ集積所の面積、構造、収集作業の安全確保などについて協議した上で設置することとなったものでございます。

取扱いにつきましては、当該ごみ集積所の使用が開始され、不法投棄やごみの飛散等が起こった際には速やかに対策を講じるなど、引き続き市の公衆衛生の維持に努めてまいります。

次に、東大和市業務分析等支援業務の業務報告書に記載のある時間外勤務の取扱いについてであります。時間外勤務は、やむを得ない場合に限り、管理者の命により必要最小限の範囲内において行われるものであり、市では、時間外勤務の考え方や実施手順等を職員に周知し、適切な管理・運用を図っているところであります。

次に、東大和市ハラスメント処理委員会の活動等についてであります。この委員会は、ハラスメントを受けたと感じる市職員からの申出等に基づきハラスメントの有無を調査し、解決に向けて必要な事項を審議する組織であり、処理件数は令和2年度に1件、令和5年度において審議中の案件が1件あります。

課題につきましては、ハラスメントが職員個人の尊厳を傷つける行為であることはもとより、業務の生産性の低下や職場環境の悪化を招きかねないものであることから、何よりもハラスメントの発生を未然に防ぐことが必要だと考えております。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては利用計画を策定することが求められております。検討中であり結論に至っておりません。

都有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京都の東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトとして、民間事業者による複合施設の建設工事が着手されたところであり、市は東大和市街づくり条例に基づく協議などを行ってきたところであります。

また、公園及び運動広場につきましては、東京都が工事着手に向けた準備を進めているところであります。運動広場に附属する管理棟につきましては、市が工事着手に向けた準備を進めているところであります。

都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設、集約するための検討をしているところであります。第二学校給食センター跡地につきましては、その活用について変更はございません。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

順次再質問を行います。

1 番目の新型コロナ感染の問題ですけれども、厚労省のアドバイザーボードが16日に開かれ、5 類移行後も感染者数が増加しており、夏の間には一定の感染拡大が生じる可能性があるとの見解をまとめました。

東京都のコロナ病床使用率も、5 月10日の317床、10%から、6 月14日には733床、23%、2.3倍に上昇しています。また、学校での集団感染も報じられています。身近でも感染者が増えているというのは私、感じてるんですが、皆さんも感じてるんじゃないかと思うんですね。第9波が心配されますが、市の認識を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染者が発生しておりますことから、市民の皆様の生命、健康、生活に影響を与える感染症であると認識しております。

市といたしましては、引き続き、基本的な感染対策を市民の皆様へ周知させていただくとともに、東大和市医師会など関係機関の御協力をいただき、ワクチン接種を適切に実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それから、後遺症についても市民の皆さんからもお聞きします。市の認識と対応について伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスへ感染し、その治療や療養が終了した後におきましても、呼吸が苦しい、倦怠感などが継続される場合がございます。そのような症状がある場合には、まずはかかりつけの医療機関へ御相談いただきますが、東京都では都立病院に相談窓口を開設しておりますので御利用いただくことができます。市では、東京都福祉保健局がホームページへ掲載しておりますその後遺症相談窓口につきまして、市公式ホームページへリンクさせるような形で御紹介のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） こうした点でも都立病院が大きな役割を果たしているということで、都立病院という名前ですけれども、実際にはその役割、後退させないような取組が必要だというふうに考えます。

それから、5 類移行後もワクチン接種については当面は無料で実施をし、当市では高齢者へのタクシー券補助なども行われるということを評価します。アドバイザーボードでも指摘されているとおり、安全・迅速に進めることが求められると思います。取組状況を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 現在令和5年春開始接種を5月8日から開始をさせていただいております。対象者につきましては、65歳以上の方、医療従事者や高齢者施設等に従事されている方となっております。ワクチンにつきましては、オミクロン株対応ワクチンを用いまして集団接種会場及び市内の個別接種医療機関におきまして接種を行ってございます。

国では今後令和5年9月から秋開始接種を実施することを予定しております。この対象者につきましては、現時点では初回接種の1回目と2回目の接種を終了された5歳以上の方を対象とさせていただきます。使用するワクチンにつきましては、現状ではオミクロン株の変異をしているXBB型に対応したワクチンとされる予定もあるということを知っております。詳細については今後国のほうから通知等があるというふうに考えてございます。

今後のワクチン接種につきましては、国からの通知に基づきまして、東大和市医師会などの関係機関と協議をさせていただき、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ワクチン接種についても、基本的に全ての市民対象にした一大事業ですので、大変だと思えますけれども、よろしくお願いします。

ワクチン接種については監査請求が起きてるっていうことも伺っています。正しい情報提供は当然必要だと私も考えますけれども、ワクチン接種による副反応や死亡事例については、国によってどの程度明らかにされているのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 国では、ワクチン接種における副反応としての事象や、その件数につきましてはホームページのほうには掲載をさせていただいております。国はワクチン接種による健康被害を審査する審議会を適宜開催をし、接種における健康被害を審査しているものでございます。審査しておりますその症状等につきましては、お名前は抜きまして対象年齢やワクチン接種内容等を公表をされているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 安心にワクチン接種していただくという点でも、適切な情報提供、必要だと私思います。

それから、5類移行後、PCR等の検査費用、外来・入院の医療費、高額治療薬の費用の扱いについてどうなっているのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 感染症が5類へ移行されたことに伴いまして、移行前まで公費負担の対象となっておりました検査、また陽性判定後の入院、外来診療などに係る費用につきましては通常の保険診療の自己負担の関係で対応するという形にございます。また、感染された患者の負担の軽減措置といたしましては、高額な治療費につきましては、聞いている中では9月30日までは公費負担が継続されるという形にございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 依然として感染が拡大して、第9波の可能性も指摘される中で、検査費用の有料化などが社会的弱者の命と健康を脅かす可能性があると考えますが、市の認識を伺います。また、生活保護受給者の方の検査費用について、これ医療扶助の対象になるのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へ移行されたことに伴いまして、感染症における国の対処方針等が廃止されております。また、この中でPCR検査に関しましては、全額公費負担とされることはないという形にございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（青木一麻君） 生活保護受給者のPCR検査費用についてでございますが、医療扶助の対象となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この間、生活保護の関係については、国による保護基準、それから保護費の切下げが違法だということで判決なんかも出ていますけれども、大変なそういう切捨てによって暮らしの状況になっていると思いますので、ぜひこうした点については周知をお願いしたいと思います。

それから次に、都の財源で介護保険事業者や障害福祉事業者のPCR等検査について、基本的には全額補助で手当てされていること、これは大切だと思います。他方で、学校での集団感染が報じられており、小・中学校、保育園、幼稚園、学童保育等での検査体制、これ公費で取ることが必要ではないかと思えます。国や東京都にもこの点求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 今定例会の中の他の議員のほうからも同種の質問がございましたが、小・中学校の検査体制につきましては、基本的対処方針及びガイドラインの廃止に伴いまして、現時点におきまして検査体制については特段の対応はございません。また、その他の施設におきましては、日常における基本的な感染対策については個人の判断に委ねることが基本となっておりますことから、手指消毒や検温など、必要に応じた対応を実施してまいります。

今後におきましても、国や都から新たに通知される内容につきましては、各施設等と情報共有を図り対策は実施していきたいと考えてまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 当市では、今のところ小・中学校での集団感染ということはないようではございますけれども、全国的には起きているということですので、これはぜひ求めていただきたいというふうに思います。

それから、医療機関への補助や診療報酬などが5類移行によって削減・廃止されているのではないかと思います。この点伺います。

都内のコロナ病床は7,586まで拡大されていましたが、現在3,123床です。第9波への対応という点でも大変心配です。国は病床削減を続けていますが、医療体制の拡充を国・東京都に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 診療報酬等につきましては、感染症法上の位置づけが新型コロナウイルスが5類へ移行したことにより、臨時的な取扱いであった算定の診療報酬などが国におきまして見直しされてまいります。今後医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しが行われ、令和6年度の診療報酬改定において恒常的な感染症対策への見直しが行われる予定となっているということを聞いてまいります。

医療提供体制につきましては、国の方針に基づきまして、東京都において感染状況へ適切に対応いただけるものと認識してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 来年度の診療報酬改定というのも大変心配なんです。ずっと事実上切り下げられてますので、これだけ国民の命と健康を守ってきた医療機関が経営的にも苦境にあえぐということはあってはならないというふうに思いますし、病床削減、これはあってはならない。これは医療体制の拡充、それから医療機関への十分な財政的支援、これを求めるべきだというふうに考えます。

それから、保健所から情報が東大和市に來なくて、自宅療養者への支援もできないという状況も一時生じました。市内への保健所の復活含めた保健衛生体制の強化も求められると考えますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 今後国におきまして内閣感染症危機管理統括庁が新設されると聞いてまいります。新型コロナウイルスのこれまでの対応を踏まえた対策の強化が図られると認識してまいります。

市といたしましては、今後の国の対策等を確認しながら、東京都多摩立川保健所などの関係機関と連携・協力を図りまして感染対策に努めてまいりたいと考えてまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今回のコロナ危機を通じて、日本の医療体制、保健衛生体制がいかに脆弱なのかということは明らかになりました。5類へ移行されたわけではございますけれども、引き続き、安全になったわけではないとい

うのは市のほうの答弁でもあったとおりです。今こうした医療や保健衛生体制の脆弱さについて総括をし、削減ではなく強化していくと、保健所も市内でも4割ぐらゐまで減らされてきたということあるわけですから、これは政治の責任として行われるべきだというふうに考えます。

次に、物価高騰から暮らしと営業を守る施策についてに移ります。

コロナ危機が長期に及び、またウクライナ戦争や異次元の金融緩和策がもたらしている円安によって物価高騰がとどまるどころを知らません。物価高の地域経済と暮らしに対する影響について、改めて市の認識を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 物価高の地域への影響ということでございます。

まず、物価の高騰を測る指標といたしましては、総務省が毎月公表いたします消費者物価指数というものがございます。こちらは2020年の指数を100とした場合、全体の総合指数というものがございますが、こちらの全国版という傾向でございますが、2022年4月、こちらの物価高騰が始まった頃とされる4月の指数が101.5、こちらの101.5の前年同月比ということではプラスの2.5%でございました。一方で、2023年4月におきましては、この指数が105.1、前年同月比でプラス3.5%となっております、物価高の状況が続いている状況でございます。

また、2023年の4月の変動の特徴を見てみますと、政府の補助金によりまして電気代が前年同月比でマイナスの9.3%となるなど、エネルギー関連の全体では前年同月比でマイナス4.4%となっております。その一方で、食料の値上がりにつきましては大きく推移してございまして、前年同月比ではプラス8.4%となっております、こちらの要因で全体の物価の上昇を押し上げたと分析されてございます。

また、賃金という点では、労働者1人当たりの平均賃金に物価変動を反映させた実質賃金、こちらがマイナスが続いてございますので、物価上昇に対する賃金の伸びというものが鈍い現状にあるというふうに分析されてございます。

物価高騰の対策につきましては我が国全体の問題でもございますので、引き続き国によります様々な対策が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 本当に大変な状況だと思います。コロナ危機の長期化を通じて暮らしぶりも大きく変わるという状況がありました。

補正予算で介護施設、障害福祉施設や保育園等への補助が計上された、これは評価をします。同時に、広範な事業者への応援金を要求します。コロナ危機下での応援金のそれぞれの支給件数と額、効果について伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） コロナ禍における応援金の実績についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしましては、令和2年度に実施いたしました中小企業等応援助成金といたしましては、交付件数314件、交付額6,280万円でございます。令和3年度に実施いたしました企業等応援金としましては、支給件数674件、交付額6,740万円でございます。令和4年度に実施いたしました中小企業等燃料費支援事業補助金といたしましては、交付件数541件、交付額は6,226万円でございます。それぞれの事業により新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響があった事業者等に対する支援として一定の効果があつたと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それぞれの額が十分な額だったかという、なかなか市のできる範囲というのも限られると思いますけれども、そういう中で頑張っておられる事業者をまさに応援すると、市としてね、というこうした取組、大事だと思いますし、やっぱり助かったという声聞いているので、ぜひこれ引き続きお願いしたいと思います。

それから、こうした物価高、もう本当に毎日値上げが報じられるという状況です。世界100か国が踏み出した消費税減税や、賃金、年金、生活保護基準の大幅引上げ、何としても必要だというふうに思います。国への要望について、代表質問に対して、市長は現時点では考えていないという答弁でした。これ、理解に苦しむところですが、なぜ現時点では考えていないということになるのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） まず消費税につきましては、全世代型の社会保障を支える財源として、市民の皆様様の暮らしの安定に寄与しているものであると考えてございます。また、賃金につきましては、政府が今取り組んでおります物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策という取組によりまして、継続的な賃上げの促進、また中小企業の支援に関します取組が実施されてございます。また、年金や生活保護につきましては、国におきまして物価上昇の影響等を勘案した基準の見直し等に向けた取組が進められてございます。

このように、我が国全体の各課題に対しましては国によります対策が取られているものと認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 国によって対策が取られているから、現時点では国への要望は考えてないということだそうですが、私は国で対策は取られているとは言い難いというふうに考えています。

次に、②のところですが、市長にも決断してもらわなくてはならないことがあると考えています。国民健康保険税、下水道使用料、家庭ごみ袋の緊急引下げです。

まず国民健康保険税ですが、今年度の国民健康保険税値上げ条例について審査をした厚生文教委員会で、私の一般質問を引いて委員から質疑がありました。私の一般質問というのは、当市の平均の課税所得が82万円で、平均の国保税が11万6,000円という市の答弁があったわけです。で、これ本当にそうなのかと。課税所得82万円の人は本当に11万6,000円も払わなくちゃいけないのかという、そういう質疑だったんですね。この質疑に対して、70歳単身世帯で年額で恐らく6万円前半から中盤くらいという答弁がありました。この課税所得というのは旧ただし書き所得だと私の一般質問で市が答弁しています。

改めて伺いますが、70歳単身世帯で旧ただし書き所得82万円の場合、国保税の年額は幾らになるのか伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 70歳単身世帯で基礎控除の43万円を差し引いた後の旧ただし書き所得82万円の場合、国民健康保険税の年額は約13万円となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これ、委員会で質疑しなくても計算すれば分かることなんですけれども、しかし委員会でああいう答弁をしたからには、答弁をした市側の責任も問われると私は思います。委員会審査におけるこのような誤った答弁が、つまり6万円前半から中盤ではなくて、実際には13万円、倍半分違うわけです。その後正されることなく本会議で国保税値上げ条例が可決されたということは極めて遺憾であります。今年度の値上げに賛成した議員の皆さんも、皆さんの責任で値上げを白紙に戻して審査し直すべきだというふうに私は考えます。

ここは一般質問の場ですので、一般質問に戻りますけれども、同じ厚生文教委員会で、給与年収400万円、40歳夫婦子供2人の4人世帯で、東大和市の国保税は51万4,700円と答弁されました。その後、専決処分があつて若干動きました。現在幾らでしょうか。また、近隣で、立川市、武蔵村山市、東村山市、小平市ではそれぞれ幾らになるのか伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 40歳夫婦で小学生の子供2人の世帯として仮定し、世帯の収入が主たる生計維持者の給与収入400万円のみとした場合で、当市の国民健康保険税は年間51万4,200円となります。また、同じ世帯の条件で近隣市における国民健康保険税を算出しますと、年間で立川市が約44万8,000円、武蔵村山市が約43万8,000円、東村山市が約46万2,000円、小平市が約39万8,000円になると考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そもそも給与年収400万円で51万円国保税払うというのは驚くべき高さだと思いますけれども、今御答弁いただいた周辺市、武蔵村山市より7万6,200円、17%以上高い、小平市より11万6,200円、見間違いじゃないですよね、30%近く高い、これが東大和市の国保税です。とんでもない高さです。高過ぎるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（吾郷真利君） 国民健康保険税につきましては、従前の所得に応じた7割、5割、2割の保険税軽減制度、未就学児の均等割の減額措置、市独自で行っております多子世帯への国保税均等割の軽減など様々な配慮が行われております。また、令和5年度においても、市独自の政策としまして、引き続きコロナ減免を実施いたします。令和5年度においてコロナ減免を継続して実施する自治体は26市中当市のみと認識しております。その上で、必要とされる保険税を負担いただき、国民健康保険制度の安定的・持続可能な制度運営のための財政運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いろいろ軽減措置があるんだというお話でしたけれども、先ほど来答弁であるように、課税所得82万円で13万円の国保税を払わなくちゃいけない。負担率は、これ15%ぐらいになるんじゃないでしょうかね。年収400万円で51万4,700円払わなくちゃいけない。これね、誰が考えても高いですよね、これね。なぜこれ引き下げるところか6年連続1億円値上げなどということが続けてきたのか。引き下げるべきではないかと思いますが、改めて伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 繰り返しとなりますが、保険税の負担軽減に関する様々な配慮を実施しております。その上でお支払いが困難な場合は、納税相談において丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、ごみ袋のほうに行きます。

多摩地域ごみ実態調査2021年度統計と、武蔵村山市のホームページから家庭ごみの近隣市との比較をしました。立川市の家庭ごみ袋料金は当市と同じで1リッター2円ですけれども、プラごみは無料です。東村山市は当市より1割安く、プラごみは当市の37.5%です。小平市と武蔵村山市はプラごみが半額です。私たち日本共産党は2割引下げを要求してきましたが、2割引き下げても周辺市よりまだ高いというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 多摩地域ごみ実態調査2021年度統計等を基にしますと、当市が仮に2割下げたとしても、それらの市のほうが低いというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 他の議員からも負担軽減を求める声が質問でありました。引き下げるべきだと思いますが、なぜ引き下げないのか伺います。

○市民環境部長（木村 西君） ただいま、本市より低い市ということで触れさせていただいたところでございますが、一方で本市と同様の額を設定している市がほかに3市、本市含めると4市ということで把握をしているところでございます。

そのような中で、市長答弁にもございましたように、ごみの減量化、また費用負担の公平化を図るために、現段階におきましては見直しは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、下水道使用料です。

1か月20立方メートルで見ると、立川市、武蔵村山市、小平市、東村山市、東大和市の料金はそれぞれ幾らになるのか伺います。また、武蔵村山市のホームページでは、1か月25立方メートルの場合は1,951円となっています。東大和市はこの場合幾らになるのか伺います。

○下水道課長（畠山 輝君） 下水道使用料1か月20立方メートル当たりの額についてであります。数値が公表されている令和3年度決算の状況でお答えいたします。

本市の1か月20立方メートル当たり税込みの額は2,017円であります。

なお、立川市は1,408円、武蔵村山市は1,412円、小平市は1,655円、東村山市は1,936円であります。

次に、1か月25立方メートルの場合でございます。本市東大和市の下水道使用料、1か月25立方メートルの場合、税込みの額は2,897円であります。

なお、他市が条例で定める下水道使用料については答えを持ち合わせておりません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 東京都の統計が1か月20立方メートルになってるということなので、今回それで数字をいただきました。立川市、武蔵村山市より43%高い、小平市より22%高いわけです。1か月25立方メートルで見ると武蔵村山市より48%も高くなる、1.5倍ということですね。この間、使用料単価という統計上の数値でも、都内で一番高い、あるいは2番目に高いという答弁をいただいていたのですが、実際周辺市と比べるとこんなにも高い料金だった。なぜこんなに高い料金を東大和市民は負担しなければならないのか伺います。引き下げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○下水道課長（畠山 輝君） 下水道使用料につきましては、持続可能で安定的な下水道事業の経営のために適正な水準にする必要があると考えております。そのため、第6次行政改革大綱や東大和市公共下水道経営戦略において、3年に1度、見直しのための検討を行うこととしております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 下水道使用料については、さらなる値上げも今検討しているというふうに聞いています。今回分かりやすくするために周辺4市と比較しました。たまたまどれかが高いというのではなくて、3つの料金のどれもが突出して高い。周辺市だけでなく、多摩26市あるいは都内全域で比較してどれもが一、二を争う高負担となっています。他自治体の料金が市民の懐に見合った安い金額になっているというわけではありません。東大和市の料金がとんでもなく高いということです。前市長の異常な値上げ政策の結果です。市長、これ、見直しが必要ではありませんか。いかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 市長答弁にもございましたように、国民健康保険税、下水道使用料、家庭廃棄物

処理手数料は、それぞれ国保事業の安定的運営のため、下水道施設の適切な維持管理のため、ごみの減量化や費用負担の公平化を図るため必要なものでございまして、見直しは難しいと考えてございます。

なお、令和5年3月15日に開催されました予算特別委員会の中で、令和5年度の一般会計予算の審議の際、国民健康保険税、下水道使用料、家庭廃棄物処理手数料の引下げ等を内容とする予算の組替え動議、提出いただいておりますけど、こちらのほうは否決をされております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 市長答弁にもありました。それぞれ高い理由はあると。しかし、理由見ても、何でほかの市よりもこんなに高いのかという説明にはなっていないわけです。

これは改めて、これら料金、特にこれだけ物価高騰で市民の暮らし、追い詰められてるといふときですから、緊急引下げを行うよう求めておきます。

次に、3番目の少子化対策についてです。

岸田政権の支持率が落ちてるといふことで、最新の世論調査発表されました。少子化対策を発表し、最後のラストチャンスだと言って発表したにもかかわらず、国民の支持が得られないということになっています。やはり背景には、防衛費2倍化でとてもその財源見通せない、それから大企業や、後で述べますけれども、富裕層に対する優遇税制、ここに全く手をつけないということでは、少子化対策、絵に描いた餅になるというふうには国民の皆さんも思ってるんだというふうには思います。

それで、生産年齢人口が減少するので、高齢者を支えるための負担が増えるという答弁でした。高齢者が増えてお金がかかる、現役世代が減るから市財政が大変だ、子供たちの未来のために市民サービスの切捨てや値上げが必要なんだというキャンペーン、昨年市報でもありました。政府・自民党が盛んに使っている言葉ですけども、これ本当なんでしょうか。科学が発達し生産力が向上すれば、生産に携わる時間が減っても、あるいは生産に携わる人口が減少しても富は増え続けます。日本の実質GDPは1991年、441兆円でしたが、2021年には540兆円に増えています。昨年の市報のキャンペーンの記事では、生産年齢人口は、この30年間で8%以上減少しているんですから、1人当たりの収入、増えてもいいことにはなりますが、賃金全く増えていません。

厚労省の毎月勤労統計によると、日本の実質賃金、1996年から2022年の間に労働者1人当たり、年間約64万円も減りました。増えたのは株主配当であり、大企業の内部留保であり、超富裕層の資産です。日本においては、高齢者においても、生産年齢人口においても貧困化が進んでいます。

要は増大した富の配分の問題であり、問題なのは格差の拡大だと思いますが、この点認識を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） GDPでございますけれども、日本に限らず主要国においては増加傾向となっております。

日本における問題の一つに、国際競争力の低下とそれに伴う経済の低迷が挙げられます。この30年間、世界をリードする技術革新はほとんど生まれておらず、経済は低迷しております。4月2日NHKスペシャル「ジャパン・リバイバル “安い30年” 脱却への道」、こちらでも取り上げておりましたが、日本の国際競争力は1992年まで1位でありましたが、30年後の2021年には34位まで下落しています。何と東南アジアの途上国と思っておりましたマレーシアが32位で、タイは33位と負けている状況です。かつてジャパン・アズ・ナンバーワンと言われた日本は、半導体技術で敗れ、デジタルに遅れ、電気自動車も遅れを取っております。こうした中、中国、インド、ASEAN諸国との競争に対峙するために人件費などのコストを抑制せざるを得ない状況となっております。このように国民の収入が伸び悩む中で少子高齢化を乗り越えていくわけですから、厳しい

状況が見込まれております。

資源のない我が国は、技術力で成り立つものづくりの国でした。企業が安心して技術革新に資金を投資できる環境をつくり、そうすることで新しい技術をもって世界をリードするサービス、物を生み出す、これにより経済の成長率を上げ、国際競争力を高め、高い給与水準を維持できる体力をつける、そのことは社会保障制度の安定につながるものだと考えております。こうした政策が国において必要だというふうに考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) おっしゃるとおりだと思います。研究職でさえ非正規雇用にしてしまって、頭脳が海外に流出するという事態も招きました。今答弁であったように、東南アジア諸国の低賃金に対抗するためといって非正規雇用をどんどん拡大した、その結果が現在のていたらくになっているというふうに思います。しかし私が言った、一方でそういう非正規雇用によって貧困が拡大する、その一方で大企業の内部留保、超富裕層の資産が増えている、これは事実です。この配分、ここが問題だということを改めて申し上げます。

次に、日本では未婚化の進行と少子化に強い相関関係があると指摘をされています。少子化の一つの要因が非正規雇用の拡大であることは間違いありません。

2017年就業構造基本調査によると、30歳から34歳の男性で配偶者がいるのは、正規雇用で59%、非正規雇用では22.3%です。総務省の労働力調査によると、25歳から34歳の男性の非正規雇用割合は、1991年の2.8%から、2021年では13.9%に上昇しました。同世代の女性では3割を超えています。厚労省の賃金構造基本統計調査によると、非正規雇用労働者の賃金は、20代後半で正規雇用労働者の約8割、30代後半で65%です。市の見解を伺います。

○総合戦略推進担当課長(田代雄己君) ここで国が6月13日に閣議決定しましたこども未来戦略方針では、若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り少子化を反転することはできないことを明確にしております。若い世代の所得を増やすための方向としまして、賃上げや非正規の方々の処遇改善等が書かれております。非正規雇用の方々のこともありますけれども、若者や子育て世代の雇用の安定や所得を増やすことが少子化対策の一つになるものと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 政府の対策は、基本的に労働者の自己責任にするもので、雇用の流動化というこれまでの政策を続けるものです。これでは私は行かないというふうに思います。

いずれにしても、こうした点、非正規雇用と正規雇用で結婚にこれだけの大きな差がある、こうした点からも、市職員の約55%が非正規雇用労働者という現状、これ打開が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○職員課長(高田匡章君) 会計年度任用職員につきましては、一般事務のほか、正規職員だけでは任用し切れない専門の知識等を有する職員を任用しており、地方公務員法、その他関係法令の規定に基づきまして、制度の適正な運用を図りながら効率的な行政運営に努めているところであります。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 日本の非正規雇用は20%から37%に倍増した、これ大問題だと言われていますが、東大和は55%です。これとんでもない数字だと私思います。是正を求めます。

それから、教育にお金がかかり過ぎるというのも少子化の大きな要因です。文科省の2021年度の子供の学習費調査によると、小学校から高校までにかかる教育費は、全部公立だとして527万円、高校だけ私立で688万円です。その後、国立大学だと全部で800万円を超える、私立大学だと1,000万円を優に超えることとなります。

岸田政権は、EU諸国では当たり前の、日本が留保を取り下げた国際人権規約でもうたわれている高等教育の無償化に実際には背を向け続けています。これ重大だと思っていますが、市でも学校給食無償化をはじめとして教育費負担の軽減に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 保護者への負担軽減におきましては、物価高騰に伴いまして給食食材料費も高騰しており、昨年度に引き続き今年度におきましても当市では臨時の給食費改定など、保護者の皆様の負担増とならないように、国の交付金を活用して給食食材料費に充てて、保護者負担の軽減に対応しているところでございます。

市による独自の給食費の無償化をはじめ、その他の負担軽減につきまして実施することは困難であるというような状況でございまして、現時点におきましてさらなる負担軽減は予定してございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 学校給食費無償化については同僚議員が取り上げますので、そこに譲りたいと思います。

東大和市も、それから岸田政権も、高齢者がこんなに増える、現役世代が減るから負担が増えるなどという高齢者と現役世代を対立的に描き出し、政府は子ども手当拡充の財源に高齢者の保険料を充てるなどという全くお門違いの施策を取っています。しかし、現役世代は将来の高齢者です。

内閣府の2019年版子供・若者白書によると、13歳から29歳に将来不安を尋ねたところ、老後の年金との回答が74.2%に上りました。所得が大きく減少する中で、子供の教育費に振り向けるのか、老後の備えに振り向けるのか、現役世代は不毛な選択を迫られています。実質GDPが増加する下で格差が拡大しているということは、富の偏在ということです。大企業と富裕層にきちんと負担をさせて、最低賃金や社会保障を大幅に引き上げることなしに少子化の克服には至らないではありませんか。いたずらに高齢者と現役世代を対立的に描き出すキャンペーン、これ反省すべきではないかと思いますが、伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 社会保障ですとか、また市民サービスの一層の拡充を図るためには、まず税制度によりまして安定的な財源の確保、これが欠かせないものと考えてございます。

税制度につきましては、国におきまして、社会情勢等を踏まえて企業の国際競争力、また課税対象への影響を考慮して税制改正が行われているものと考えてございます。また、先日閣議決定されましたことも未来戦略方針におきましては次元の異なる少子化対策に取り組むこととしており、また若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り少子化を反転させることはできないことを明確にしております。若い世代の所得を増やすための対策としましては、賃上げや非正規職員の処遇改善等について書かれてございます。

少子高齢化と人口減少につきましては、我が国全体の課題でもございます。国の強いリーダーシップの下で地方自治体もそれぞれの地域で必要な対策を取りまして、国全体が一体となってこの難局を乗り越えていく必要があるものと考えてございます。

当市におきましては平成27年度から人口減少の傾向が始まってございますので、今後少子高齢化や人口減少がさらに進展する中、市民の皆様が将来にわたって生き生きと暮らすことができるよう、人口減少の抑制や持続可能な行財政運営に向けた取組が必須であると考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 高齢者の皆さんが長生きして申し訳ないと思わせるようなキャンペーンは私は行うべきではないし、反省を求めておきたいというふうに思います。

社会の中で格差が拡大すれば、所得再分配機能を拡大して対応しなくてはならないというのは当然です。高

年齢からむしり取るのではなくて、収入と資産を増大させている大企業や富裕層への課税を強化することです。そして、収入と資産を減らしている99%の国民に配分することです。社会保障給付費をGDP比でドイツ並みに引き上げれば25兆円、フランス並みに引き上げれば50兆円の社会保障給付を増やせるんです。教育への公的支出も、OECD平均まで引き上げると7兆円の予算増となります。日本の少子化については、長時間労働や家事・育児を女性に押し付ける家族観が根強いことなど複合的な要因があることは確かですが、子供を産み育てることができないほどに国民の暮らしが痛めつけられてしまっている、この現実を変える以外に解決の道はありません。国も自治体も一緒になって、少子高齢化で大変だからといって福祉・市民サービスの切捨てと負担増へ突き進むなら、一層解決を遠ざけることとなります。

東大和市の高過ぎる3つの料金、下水道使用料、家庭ごみ袋、国民健康保険税を引き下げるよう先ほど求めましたが、さらに市民サービスの廃止・縮小といった切捨てや公民館有料化などは中止すべきです。いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 様々な行政改革の取組についてでございます。こちらにつきましては、これらの取組を進めていきませんと、今後若い世代の負担がさらに重くなっていくことが見込まれてございます。このように考えますと、子供たちによいまちを残す、また未来につながる市政運営・経営を目指すには、限りある財源の中で経営感覚を持ちながら、費用対効果を考慮した事業の廃止・縮小等も必要な視点であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○行政改革推進担当課長（岩本尚史君） 公民館等の使用料の見直しについてでございますが、こちらにつきましても、他の議員からの御質疑に対する市長答弁でもございましたとおり、公共施設の老朽化が進行し、また施設の修繕費用、さらには将来の更新費用の確保が大きな課題となる中、将来を見据え、受益者負担の原則に立ち返り、施設の維持管理に必要となります光熱水費や老朽化に伴う修繕料などの費用の一部につきましては施設利用者に御負担をお願いするというものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今のように、少子高齢化で大変だからといって、市民・国民に負担をさらに強いていくということを幾らやっても少子化を解決する展望を開けない、未来が全く見えないというふうに思います。少子化だからと教員を減らす、小・中学校を統廃合する、こうしたことで進めても、市民の暮らし、国民の暮らしを守ることにならないし、少子化克服にならないということを指摘をして、この項を終わります。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 次に、宅地開発とごみ行政のところですが、2014年に出された戸別収集方針では、戸別収集の目的は排出者責任の明確化だとされています。自宅の前にごみを出すため、誰がどれぐらいのごみをどのように出しているのかが一目で分かるため減量になるということです。他方で、排出方法は、宅地開発等で集積所が設置されている場合を除き戸別収集、集合住宅や宅地開発等で集積所が設置されている場合については集積所収集となっています。なぜ宅地開発の場合は戸別収集でないのですか。御都合主義に映りますけ

れども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 戸建て住宅につきましては戸別収集が原則ですが、宅地開発地区に設置した集積所がある場合には、集積所の跡地の利用方法等の課題がございますので、引き続き宅地開発は集積所収集としているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 戸別収集方針では、戸別収集の効果として、道路や歩道に設置される集積所がなくなるため生活環境が改善されるとされています。しかし、グリーンタウンバス停の集積所については、幅2メートルほどの歩道の車道側にバス停ポールが立ち、そこに人が並ぶと、そのすぐ後ろにごみ集積所があるということになり、よけようがありません。集積したごみのすぐ前に立ってバスを待ち続けることになってしまいます。生活環境としては大変悪くなる、何とかならないかと私、おはがき頂きました。いかがでしょうか。西武バスのバス停をちょこバスのバス停のところに移動するという含めて、何らかの対応をお願いしたいと思いますが、伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 当該ごみ集積場所につきましては、開発事業者から示されております土地利用計画などに基づきまして、ごみ集積場所の面積、構造、収集作業の安全確保などについて協議した上で設置することになってるものでございます。このため、現在のところバス停を移動することは難しいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市のほうも現地御覧いただいたと思いますけれども、どんな事情があるにせよ、バス停に人が立ったらごみ集積所まで数十センチしかない、これは何とかしていただきたいと思います。改めて伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 当該ごみ集積所の使用が開始されまして、不法投棄あるいはごみの飛散等が起こった場合には速やかに対策を講じるなど、引き続き市の公衆衛生の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これ、集積所だけできてて、まだ家は建ってないんですね。そういう点ではこれからだということですが、これ、実際に運用されたときにどうなるのかと、これからのことですが、実態に合わせてきちっと対応をお願いしておきたいと思います。

次に、市職員の労働環境について移ります。

残業手当、これは管理者の命令によってその範囲内で支給されるということだと思いますが、この残業命令と職員が押すタイムカード、これは一致してるのか伺います。

○職員課長（高田匡章君） タイムカードにつきましては出退勤を管理するものでありまして、打刻時間が必ずしも勤務命令の開始または終了時刻と一致するものではございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私の理解では、これが一致しないというのがサービス残業ということだと思いますよね。これ調査すべきと考えますが、伺います。

○職員課長（高田匡章君） 時間外勤務は、正規の勤務時間内において処理し得ない事務について管理者が命令を発するものであり、その手続等につきましては、東大和市職員の時間外勤務等取扱要綱におきまして、時間

外勤務等命令簿によって行うこととされているところであります。こちらの要綱は、勤務の適正化及び能率化を図ることを目的として制定されたものでございまして、当該要綱にのっとり事務を進めることは適当であると考えておりますことから、調査は行っておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 行政がサービス残業という違法行為の疑い、これ富士通総研の報告書で指摘されたわけですが、こういう疑いに対して調査さえしないということでは、行政に対する信頼を失うことになるというふうに思います。ぜひ調査をしていただきたい。そして、市民の信頼を得られる行政運営を行っていただきたいというふうに思います。

次に、ハラスメント処理委員会で審議中の案件1件ということでした。具体的な内容について伺いませんが、この案件について申立てがあったのはいつなんでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 申立日につきましては、申立てを行った職員に対する配慮、それから制度運用の安定性の観点から答弁のほうを控えさせていただきます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうですね。

それで、どれぐらいかかっているのかなというのを知りたかったわけですが、早く結論を出せばいいというものではないというふうにも思います。申立てを行った職員が申立てによって不利益を被らないこと、処理委員会が被害者の立場に立っているということが必要だと考えます。この点いかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） ハラスメント処理委員会におきまして客観的、公平な立場で調査・審議を行い、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市長も市の職員のモチベーションということで、職員の方とずっと話し合い、懇談などを続けておられるということですが、私はサービス残業の問題、それからこうしたハラスメントをなくしていくということは非常に大切なことだと思いますので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、国・都・市有地の活用のほうへ移ります。

17日に北多摩地区特別支援学校（仮称）工事計画意見交換会に行ってきました。主にフェンスや植栽についての説明と意見交換です。以前にも言いましたが、都側は、今後も地域の皆様には御迷惑をおかけすることになるが、地域の皆様に受け入れてもらわなくては成り立たない事業だという立場でできる限り対応したいという姿勢を示しています。こうした東京都の姿勢は評価したいと私は思います。同時に、地域住民の皆さんからは、車両の出入りについて、住民や子供たちの安全を守る立場から繰り返し要望が出されています。市としても、住民、子供たちの命と安全を守る立場でしっかり東京都と協議を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 市といたしましては、東大和市街づくり条例に基づき、建築主である東京都教育庁等が工事着手までに市と行う協議等におきまして、事業の進捗に合わせ適切に対応してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この計画が東大和市に示された際に、地域住民へのメリット、地域への経済的メリット等という資料も示されました。これ、資料要求で頂いたんですけれども、グラウンド、体育館等の体育施設の開放、図書室、音楽室、視聴覚室等の学習文化施設の開放、喫茶室の運営、さらに福祉避難所だけではなく、

一般避難者を受け入れる避難所としての指定が可能とも書かれています。また、地元への経済的効果が見込まれる項目として、建物清掃、施設設備保守などの建物維持管理経費で0.3億円、教科物品、消耗品などの学校運営経費で0.3億円、給食食材費0.5億円などとされ、学校近隣者の採用を行うことが多い業務として給食調理員10人程度、スクールバス添乗員13人程度などとされています。こうした地域へのメリットを確実にするために今から協議しておく必要があると考えます。

現在の状況、特に施設等の市民開放についての協議の状況を伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 令和元年7月に市議会議員の皆様へ情報提供させていただいておりますが、令和元年6月に学校設置に向けた事業を推進するために東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書を東京都教育庁と取り交わしております。市といたしましては、当該確認書に基づき、地域住民等のメリットの実現に向けて協議を進めているところであります。具体的には、グラウンド、体育館、多目的室の学校施設について都民開放することを前提に調整をしているところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この意見交換会の後、東京都の担当部長ともちょっとお話ししました。それで説明会でも、実施設計が今年3月ぐらいから始まっていて、来年10月ぐらいまで実施設計の期間というふうにされています。実施設計に今入っているの、市民への開放のための倉庫や更衣室、シャワー室等の水道施設など、都側にも今こうした施設、設備について要望して調整をしておかないと、できることもできなくなったり、無駄な出費をすることになったりということがあるのではないかとこのように思いますが、こちら辺についてはいかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 先ほど御答弁させていただきましたが、地域住民等のメリットの実現に向けて東京都教育庁と取り交わしました確認書に基づき協議を進めているところであります。

引き続き、施設開放や避難所の利用につきましては、事業の進捗状況に合わせて適切に協議してまいります。

なお、雇用等の経済的なメリットにつきましては、平成29年12月に東京都に対して東大和市内の求職者を優先した採用を行うことについて要望しておりますが、令和元年5月に東京都から、学校が直接募集する場合に、都の募集要項等に基づき選考することなど、対応は困難である旨の回答が得られております。このため、令和元年6月に東京都教育庁と取り交わした確認書において東京都の対応事項として定められておりません。

市といたしましては、今後も引き続き、確認書に基づき東京都と協議してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひこうした地元へのメリットという点についても着実に調整していただきたいと思えます。

次に、5月25日、第二給食センター跡地、児童発達支援センターの工事説明会に行ってきました。参加をしてみて、こちらは地域住民の理解を得て進めるという点で若干不安を感じました。説明会が着工まで1週間しかないという日程の設定、説明資料の不十分さ、あと1週間しかないのに市民の要望に対して検討しないうで終わってしまうという状況があります。隣は学校で学童保育もあり、子供たちが行き来をする。事業者の説明では、警備員、交通誘導員は必要に応じて配置するとなっていました。住民の皆さんからは、工事をやっている間は常時配置すべきだ、事故が起きてからでは遅いんだという意見がありました。私もそう感じます。

事業者は検討するとのことでしたが、この点その後どうなっているのか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 警備員、誘導員の配置につきましては、作業車両の出入りが多いときや朝夕

の登下校など、状況に応じて配置すると伺っております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) ちょっと現地よく見て、住民の皆さんの声も聞いて進めていただきたいと思いますが、本当に事故があつてからでは遅いので、安全対策、万全の対策が必要だというふうに思います。

それから、フェンスの高さについて、配付資料の図面では150センチとなっていました、口頭説明では180センチのということで、なぜ図面と説明食い違っているのか、ちょっと不信を持ったんですけども、住民の皆さんからは、西側隣接地は土地が高くなっているので子供が簡単に乗り越えられてしまう、300センチ程度は必要だという指摘があつて、これも検討しますという回答でしたが、この点はでしょうか。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 要望を受けまして、フェンスの高さは調整しております。

なお、一部の住民の方からは、フェンスによって日が当たらないというお話を頂いたこともあり、その箇所のみメッシュの囲いに変更するなど、個別に対応しているところでございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 住民の理解を得て進められるよう、安全対策含めてしっかりとお願いしたいと思います。

次に、桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地については、日本共産党市議団として、関東財務局立川出張所にも直談判もしてきました。特養ホーム等建設する場合は50年間で通常の39%で借りられる優遇措置が取られたわけですが、それから7年間進まない。市の介護保険計画に特養整備が載らないからだというふうに思います。今年度中に作成される第9期介護保険事業計画に載せなくてはならない。東京都も当市での特養整備は遅れていると認定して、促進係数も掛けて建設を促しているわけです。大体、保険料払っているのに、空気がないから特養ホームに入れないというのは国家的詐欺と言われるゆえんです。フル活用するよう、これは求めておきます。

次に、東京街道団地の運動広場に市が建てる管理棟の詳細と、市民や利用団体からの要望があれば伺います。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 管理棟につきましては、延べ床面積約90平方メートルとし、倉庫、トイレ、事務室を併設したものを予定してございます。現状におきまして、市民やその他団体から、管理棟に関して御要望について頂いてはございません。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) これは運動広場なので、更衣室やシャワー室などは設置をしないのか伺います。

○生涯学習課長(岩野秀夫君) 更衣室につきましては、更衣室に特化したスペースは予定してございませんが、トイレの個室にフィッティングボードを設置いたしまして、そこで靴を脱げるようにして着替え等を行えるよう、限られたスペースの有効活用を図る予定でございます。シャワー室につきましては予定はございません。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) せっかく新しくできるので、使いやすい施設にさせていただくようお願いしたいと思います。

次に桜が丘3丁目の国有地2万2,000平米についてです。

頂いた資料によると、当市が利用計画を策定するまでの間の暫定利用について国から問合せがあり、市として暫定利用はしないと回答したとのこと。以前に、暫定使用ではなくて、国有地を自治体が無償で管理してあげますよという名目で長期にわたって運動場などとして活用している事例を紹介したこともありました。他の議員から、消防団の放水訓練場所についても質問がありました。東大和市で利用計画を策定するまでの間、

市が無償管理をして消防団やボーイスカウト等々の訓練を行うなど、そういう検討はできないのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市が利用計画提出までの間、暫定活用に取り組むこととされております事例においては、無償での利用は想定されていません。このことから、現時点では各種団体の訓練などの実施会場として使用することは考えておりません。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これ、ぜひ市長に伺いたいと思いますけれども。私はこれ、暫定利用しないというのが少し残念だと思っています。それぞれいろんな経緯があるんですけども、立川市は、市が無償で管理している国有地があって、これは野球やサッカーができる運動場になっています。先ほど言ったように、無償で管理してあげますよということですけども、無償で運動場として利用しているわけです。これ、米軍の立川基地拡張に対する砂川闘争に関わっています。東大和市のこの土地も米軍基地跡地です。全市挙げて市への返還運動が取り組まれましたが、有償3分割ということで国有地となり、その後塩漬けされて、長年にわたって市の発展の阻害要因となってきた土地です。私は、無償で市民の使用に供するべきと主張してきました。市民の長年の思いが詰まった土地です。立川の無償で管理してあげるという名目で無料で使用しているという事例のほかにもいろんな提案を私、してきました。

2014年6月議会では、調布市の総合体育館、これが都有地の無償使用となっていること、多摩川緑地公園には野球場とゲートボール場、テニスコート4面とクラブハウス、50メートルプールと25メートルプール、さらに変形プールがありますが、これも京浜河川事務所と交渉して土地は無償で使用しているなどということも紹介してきました。無償管理や無償使用の事例です。知恵を尽くして取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 国有地の2万2,000平米の土地につきましては、市が取得を前提として利用計画を作成することになっております。この利用計画につきましては、現時点で案の作成には至っておらず、国にお願いして作成期限を数度にわたり延長してもらっております。直近では、令和7年度末まで延長していただきました。その上で今回の暫定利用につきましては、当面この直近の延長期間、令和7年度程度までの短い期間ということで国が土地活用を検討しているというものでございます。土地の取得を前提とした上での一時貸付け、短期の土地利用、土地活用という点で他市の状況とは異なっております。

いずれにしても、先人たちが大和基地返還にかけた思いを胸に抱きながら、今後利用計画の作成、またその他様々な点についての調整に当たっていきたいと考えています。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 本当に長い歴史がある土地でもありますので、ぜひこの土地の活用については慎重に、かつ知恵を尽くして進めていただきたいというふうに思います。

それから、この土地どう活用するかという点で、こうすべきだということがあるわけではありませんけれども、前に私は地上をグラウンドとして使用して、地下に火葬場を設けた事例などを紹介したこともあります。市民の方からは、市が、立川にしても、瑞穂にしても、市が組合に入っていないので、後回しになって料金も高くなる、1週間も待たされるような声を聞いたこともあります。これ、組合にはどうしても入ることできないのか、入れてもらえないならそうした活用も一つの案ではあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 火葬場の設置管理に係る一部事務組合へ加入等を行うことは多額の財政負担が生じますことなどから、現時点では考えておりません。

また、火葬場の設置につきましては、当該国有地は条例上の設置場所の条件を満たしておりませんので、設置は困難であります。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

今日はちょっと火葬場のことは通告外ですので伺いませんけれども、いずれにしても、貴重な土地であることは間違いないし、これまで市もこの2万2,000平米の土地の活用については、市民の利用に供する計画を立てていきたいということで何度も答弁をいただいています。ぜひ、繰り返しになりますけれども、本当に私は、これだけ長期にわたって塩漬けにして、東大和市民が市に返還すべきだって、こう運動してきたのに、国有地になって、しかもその後、利用計画が策定されないままずっと塩漬けになってきているという経過からいっても、本当に市民の利用に無償で供されるべき土地だというふうに考えています。

市としても、こうした市民の皆さんのこれまでの歴史や思いを背に国等とも協議をして、市民のための有効な活用を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（東口正美君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 早川美穂君

○議長（東口正美君） 次に、5番、早川美穂議員を指名いたします。

[5番 早川美穂君 登壇]

○5番（早川美穂君） 議席番号5番、日本共産党、早川美穂です。

さきの選挙では、市民の皆様から大きな期待を頂き、初めて当選することができました。東大和市に暮らす全ての方がより健康に、快適に、自分らしく生きられる社会になるよう、市民の皆様の声に耳を傾け、日々学び、全力を尽くしてまいります。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

1、学校給食について。

全国で学校給食の無償化を打ち出す自治体が相次いでいます。

以下、伺います。

①学校給食の無償化について。

ア、令和5年第1回定例会以降の検討状況について。

イ、他自治体の取組について。

ウ、実現のための課題について。

②子どもの健康の保持増進を図る上での現状と課題について。

③食事時間の現状と課題について。

2番として、ジェンダー平等について。

①市の正規職員（副参事以上と係長以下）及び非正規職員の男女比の現状と課題について。

②市長の附属機関の男女比の現状と課題について。

③男女共同参画に関する施策の現状と課題について。

3番として、地域公共交通について。

①住民の交通権・移動権を保障する行政の役割と施策について。

②ちょこバスの運行改善・シルバーパス適用について。

③市の定義する公共交通空白地域の対策について。

4番として、多摩地域での有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）汚染への取組について。

テレビや新聞でPFASの有害性が大きな問題となっていますが、東大和市でも多くの市民から不安の声が届いています。

以下、伺います。

①PFAS汚染の現状と市民の健康に対する影響について。

②PFAS汚染から市民の命と健康を守るために、必要な対策について。

壇上の発言は以上とし、再質問は自席にて行います。

なお、順番については、1、2、4、3の順で再質問いたします。よろしく願いいたします。

[5 番 早川美穂君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、学校給食の無償化についてであります。学校給食の無償化につきましては、安定して財源を確保することなど課題の解決が困難でありますことから、その後の検討には至っておりません。

次に、他自治体の取組についてであります。東京都内の区部におきまして無償化を開始した自治体があることを認識しております。

次に、給食費の無償化を行う際の課題につきましては、多額の費用を安定的に確保できないということが一番の課題であると認識しております。

次に、学校給食における子供の健康の保持増進についてであります。現状につきましては、国の学校給食摂取基準に基づき献立を作成し必要な栄養価を確保するとともに、食育の推進を図り、健康の保持増進に努めているところであります。また、現時点におきまして大きな課題はないものと認識しておりますが、必要な栄養価を摂取するため、子供たちがさらにおいしいと言って完食できるよう、献立内容などの検討を行う必要があると認識しております。

次に、学校給食の給食時間についてであります。各学校におきまして、給食の準備や後片づけを含めて給食時間を設定しております。現時点におきまして大きな課題はないものと認識しております。

次に、市の正規職員及び会計年度任用職員の男女比率の現状と課題についてであります。令和5年4月1日現在女性職員の比率につきまして申し上げます。

正規職員のうち副参事職以上の職員につきましては、14.0%、主査職以下の職員につきましては38.6%、会計年度任用職員につきましては88.6%であります。課題につきましては、東大和市特定事業主行動計画などに掲げられた各種取組を通じて、女性職員の職業生活における活躍をより一層推進していくことと考えております。

次に、附属機関の男女比の現状と課題についてであります。令和4年4月1日現在附属機関における女性の割合は27.5%となっておりますことから、女性の構成比率の改善を図ることが課題であると認識しております。

次に、男女共同参画に関する施策の現状と課題についてであります。第三次東大和市男女共同参画推進計画において、「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」、「互いの人権を尊重できる環境づくり」、「男

女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」の3つの目標を掲げ、施策を総合的かつ計画的に推進しております。課題としましては、各施策を推進するために、行政だけではなく、市民の皆様をはじめ地域団体、事業者など多くの方々との連携・協力が重要となります。このことから、様々な手法で積極的に情報発信に取り組むことが必要であると認識しております。

次に、いわゆる交通権及び移動権についてであります。現在の法体系においては交通権等に関する明確な規定はなく、今後国等において適切に議論されるものと認識しております。

市といたしましては、交通政策基本法の基本理念にのっとり、交通に関し国との適切な役割分担を踏まえて、市の状況に応じた施策を講じていくことが必要であると認識しております。

次に、ちよこバスの運行改善及びシルバーパスの適用についてであります。ちよこバスにつきましては、お客様からの御意見を運行事業者と共有し現場にフィードバックするなど、日々運行の改善に努めております。また、シルバーパスの適用については、市財政も厳しい状況にある中、補助金の対象となる見込みもなく、シルバーパスでの無料乗車を導入することは難しいと認識しております。

次に、公共交通空白地域への対策についてであります。東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づきちよこバスを運行するとともに、ちよこバスによっても解消しない公共交通空白地域については、地域検討組織等との協働によるコミュニティ交通の導入に取り組んでいるところであります。

次に、PFAS（ピーファス）汚染の現状と市民の健康に対する影響についてであります。上水道に関する事務につきましては東京都に一元化されております。東京都水道局によりますと、市内に設置されている水道局が所有する井戸水は現在取水停止しているとのことであります。また、東京都が行った地下水の水質調査では、当市のPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の値は暫定指針値を大きく下回っております。

以上のことから、現在市内に供給されている水道水に暫定指針値を上回るPFAS（ピーファス）が含まれている可能性はないと考えております。

次に、PFAS（ピーファス）汚染から市民の命と健康を守るための対策についてであります。現在東京都は国に対し、PFAS（ピーファス）についての健康影響及び環境に関する評価を明確にし国民に示すこと、また健康影響等が懸念される場合は対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うことなどの緊急要請を行ったところであります。また、東京都では、電話による問合せ窓口を開設しております。

今後も国や東京都の動向に注視し、適宜情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○5番（早川美穂君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行います。

まず学校給食について、無償化については、費用の面から検討には至っていないとの御答弁でしたが、今学校給食の無償化、これは一部補助に踏み出す自治体などが全国でも、全都でも相次いでいます。

答弁では、東京都内の区部におきまして無償化を開始した自治体があると認識しているとのことですが、都内区部での実施状況について具体的に伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校を対象として給食費の無償化を実施している、または実施する予定の区についてであります。中央区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、荒川区、葛飾区

の9区と認識してございます。そのほかに、一部無償化として足立区が中学校を対象に、練馬区が第2子以降を無償化すると認識してございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

市町村においても実施の自治体があると認識していますが、それについても伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東京の市町村の状況でございますが、市につきましては狛江市が第3子以降を対象に、町につきましては奥多摩町が小・中学校を対象に、村につきましては檜原村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村が小・中学校を対象に、小笠原村が、ミルク給食ではございますが、対象に実施しているものと認識してございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

ほかにも実施を表明している自治体があると認識しています。それについても伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） そのほか実施を公表して表明している自治体でございますが、港区、板橋区、江戸川区、新宿区、豊島区及び文京区におきまして実施を予定していると聞いております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

2022年度以前は、奥多摩町、檜原村、三宅村、利島村、御蔵島村、神津島村、小笠原村、これらのみだったことを考えると、ここ最近で一気に広がっていると思います。学校給食の無償化を今年度から実施または表明している自治体は現時点で17区1市、既に実施している6町村と合わせて25自治体の実施となります。先月末からは本当にどんどんすごい勢いで広がっていると思います。2022年度までに学校給食の恒久的な無償化に踏み切った地方自治体、全国で250以上に上ります。なぜこのような広がりを見せているのか、市はこの現象をどのように認識しているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各自治体における給食の無償化の動きについてであります。従前は無償化を開始した目的としては、食育の推進や少子化対策、定住・転入の促進などが挙げられておりましたが、現在は物価高騰に伴う家計の負担軽減のため実施を始めたものと認識してございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 無償化の実施を決定した自治体の長が述べた内容に注目しますと、例えば6月8日、所信表明において、9月からの区立小・中学校の給食費無償化を示した文京区の成澤廣修区長は、その際、物価高騰による子育て世帯の家計への影響を鑑み、9月の開始に向け準備を進めると述べ、また国の責任において早期に実現することを求めていくとの考えも示しています。そして、同じく9月からの小・中学校の無償化を示した江戸川区の斉藤 猛区長は、国レベルでも動き始めている部分だと思っている。国よりも一歩先に出て国の負担を要望していく形にしたいと言っています。

いずれも、本来は国の責任で実現するべきだけでも、経済的に追い詰められた子育て世帯の現状に速やかに対応するため、国を待たず独自に踏み出したよと、そういう姿勢であって、大変勇気のある決断だと思います。

ここでお尋ねします。

こうした急速な広がりや、やはり世の中において、給食費の無償化は必要であるという認識が高まっていることが一因ではないかと思えます。市長も先ほど御答弁の中で、課題は財源確保であるとおっしゃっています。

そこが一番の課題だと思うなら、必要性については市長も教育長も認めているという認識でよいのでしょうか。どうお考えか具体的に伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 無償化の必要性についてであります。保護者への負担軽減におきましては、物価高騰に伴い給食食材料費も高騰しており、昨年度に引き続き、今年度におきましても、当市では臨時の給食費改定など保護者の皆様の新たな負担増とならないように、国の交付金を活用して給食費の食材料費に充てて保護者の皆様の負担の軽減に対応しているところでございます。現時点におきましては、さらなる対応として市が独自に給食の無償化を実施することは考えてございません。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

それでは、給食費無償化の必要性について、私の認識を大きく3つ申し上げ、伺います。

1つ目、学校給食は、憲法上の権利であること。御承知のとおり、憲法26条で、義務教育は無償とうたわれています。給食は学校教育の一環ですから、無償化は憲法上の要請であると考えます。

1951年の国会論戦では、共産党の岩間正男参院議員が義務教育の無償をどの程度まで果たすべきと考えているかと質問したとき、政府委員が、現在は授業料だが、教科書、学用品、学校給食費、交通費などを考えていると答弁しました。そこから71年たって、うちの自治体にはお金がないから教科書代払ってくださいというようなことは、もちろん当たり前ですけど許されませんよね。それと同じく、金銭的な不安がなく給食を食べられるということは、本来全ての子供が持つ当たり前の権利のはずです。

伺います。

憲法26条に基づいて無償化の決断をすべきではありませんか。いかがでしょう。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 当市におきましては、学校給食法に基づきまして学校給食の提供を実施しており、学校給食法第11条において、原則といたしまして、給食食材料費については保護者の負担とする旨、規定されておりますことから、現在はそのように実施しているところでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 学校給食法第11条によって学校給食費は保護者の負担であるということでしたけれども、これについては2018年12月6日に参議院文教科学委員会にて、文科省の、自治体等がその判断によって学校給食費を全額補助すること、これ自体を否定するものではないという答弁がございまして、つまり、学校給食法で定めていたとしても補助することは違法ではないということは指摘しておきます。

2つ目、物価高騰、格差と貧困の拡大の中で負担軽減が急務となっていることです。例えば令和元年の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書、これを見ますと、小学生の子供を持つ世帯への質問、あなたの世帯では、現在どのような子育て支援制度を利用することに関心がありますか。この問いについて得られた293回答のうち、子ども食堂は18.1%、フードバンクによる食料支援が12.3%もあります。そしてまた、過去1年の間に経済的な理由で公共料金や家賃その他の返済ができないことがありましたか、この問いについて、平均して5%の家庭がはいと回答しています。

ひとり親の家庭については、さらに衝撃的な調査結果が昨年11月16日の東京新聞で発表されています。支援団体が行った物価高による影響調査では、8割の家庭が子供の靴や衣類を買えないことがあったと。そして6割以上の親が自分の食事を減らして子供にだけは何とか食べさせようとしていると書いてあります。低所得世帯の子供ほど朝御飯を取らない割合が高いです。野菜を食べる機会が少ないという調査もあります。自宅で十

分な食事を取ることができない子供たちの家庭環境による栄養格差を埋める点でも、学校給食の果たす役割はとて大きいものだと考えます。

伺います。

市長は公約で子育てにおける経済的支援の充実を掲げ、また必要なときに必要な支援を行い、安心して子育てできる環境を実現すると書いておられます。これはとても素晴らしいことだと思います。学校給食費の無償化はまさにこの必要な支援であり、安心して子育てできる環境の実現に欠かせないものと考えます。保護者の最も大きな負担になっている給食費です。一日も早い無償化が必要ではありませんか。いかがでしょう。

○**教育部長（小俣 学君）** 給食の無償化につきましては、多額の費用を安定的に確保することが課題でありまして、市が単独で給食の無償化を実施することにつきましては困難であると考えてございます。現在国におきまして学校給食の無償化に関する実態調査を開始すると聞いております。そのことから、引き続き国等の動向など情報収集に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○**5番（早川美穂君）** ありがとうございます。

それでは、3つ目、社会保障と教育に予算をかけることは、経済にとって負担になる話ではありません。家計を支えますし、新たな雇用も生まれます。投資も生まれて健全な経済成長を促します。

ここでかつての市政を振り返りますと、尾崎前市長は、少子化が進んでいる、現役世代が減って高齢者が増えているということを理由にして、市民サービスの切捨てを強行してきました。

しかし、少子化が止まらないそもその原因というのは、福祉や社会保障の不足です。貧しい社会保障、高額な教育費、ワンオペ育児が強制されるような無理な働き方、不安定な非正規雇用、先ほどの尾崎議員の話でもありましたが、正規雇用の半分しか結婚できないと言われているこの非正規雇用の蔓延、これらこそが少子化の原因と考えます。少子化だから福祉を切り捨てるというのではなく、少子化の原因である福祉の貧困こそ解決すべきと考えます。これを解決することによって、ひいては経済成長も促されていきます。そして、給食費の無償化というのもこの解決の一助となるはずだと思います。そういうものとしても給食費の無償化は重要な課題と考えますが、いかがですか。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 初めに、少子化対策として行う給食の無償化についてであります。過去に少子化対策を目的として給食の無償化を実施した自治体があると認識しておりますが、その後の検証が行われておらず、効果につきましては不明であると認識しております。

次に、貧困対策として行う給食の無償化についてであります。現在経済的な理由により就学が困難な御家庭につきましては、就学援助制度におきまして公費での給食費の負担を行っているところであります。

以上でございます。

○**5番（早川美穂君）** 分かりました。

日本共産党は、まず憲法による義務教育の無償、次に子育て世帯の負担軽減ということから給食の無償化を要求してきました。3月議会の予算組替え動議の中では、2人目半額、3人目の無償化は4,300万円できると要求してきたところです。これについては引き続き強く求めていきたいと思っております。

また伺います。

今議会の補正予算で、給食費の食材補助が上積みされて5,000万円近くになりました。全額国のコロナ交付金を充当したのですが、国にこうした補助の継続を求めながらも、市としてこれをさらに拡充すべきではあ

りませんか。この補助を継続しなければ、子供たちに十分な給食の提供が困難となって、大幅な値上げとなってしまうのではありませんか。伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 物価高騰に伴う給食食材料費につきましては、一時的・緊急的な対応として、保護者の皆様の負担を増やすことなく、育ち盛りの子供たちの学校給食の質を維持することを目的といたしまして学校給食食材料費高騰対応助成金を計上したところでございます。現時点におきましては、さらなる負担軽減の実施は予定してございません。

また、負担軽減の今後の継続についてであります。まずは活用できる特定財源の情報収集に努めたいと思います。それでも給食費の運営が厳しい状況の場合には、給食費の見直しの検討を進めることになるかと考えてございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

1951年の国会論戦で、義務教育の無償の範囲について政府委員が学校給食費が含まれると答弁してから70年以上がたちましたが、先日、5月13日、政府が3月末に少子化対策の試案に盛り込んだ学校給食費の無償化について、自民党の茂木敏充幹事長は、地方自治体への交付金によって実現すべきとの考えを示しました。国が主導する形で進めることが重要とも述べられました。とても遅過ぎる感はありますが、いよいよ国として前向きになってきたと考えられます。

とはいえ、物価の高騰や貧困世帯の困窮は待ったなしだと思います。先ほど文京区や江戸川区の例も挙げました。江戸川区長は、国よりも一歩前へ出て国の負担を要望していく形にしたいと決断したわけです。東大和市でも、国からの交付金を待たず一刻も早く無償化に踏み出し、実現すべきだと思います。そうすることで全国に広がる今の流れをいよいよ大きくし、国へ無償化を要求する力になり、流れを促進することにつながると考えます。いかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 給食費の無償化につきましては、冒頭市長からの答弁にもありましたとおり、多額の費用を安定的に確保することが課題であり、市が単独で給食の無償化を実施することにつきましては困難であると、そのように考えております。

現在国におきまして学校給食の無償化に関する実態調査を開始するというので聞いてございますので、引き続き国などの動向について情報収集など努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

市長は「子育て・教育で選ばれる東大和」、これを掲げておられます。子育てしやすいまちにするのは何のためといえば、本来何よりも子供たちの幸せのために行うことです。自治体間競争で選ばれて生き延びるために行うものではないと考えます。

それにしても、現状はどうでしょうか。2015年の東大和市の合計特殊出生率は1.67もありました。東京都全体はそのとき1.24でした。しかし、その後、東大和市の数値は年々下降の一途をたどって、2021年は1.18、東京都全体は1.08です。大きな差はなくなってしまいました。今の東大和市は、若い世帯から子育てしやすいまちと認識されているでしょうか。子供たちの幸せのために今何をすべきか、再考の余地があるのではということのみお伝えして、次の項に移りたいと思います。

2番の子供の健康の保持増進を図る上での現状と課題について。

御答弁では、現状国の基準に基づいて運用し、大きな課題はないが、献立など内容の検討を行う必要があると認識しているとのことでした。

直近7年間の行政報告書で、学校給食における月別1人1食当たりの平均栄養摂取量、これを確認しました。年間の平均値を国の定めた基準値で割った数値を見ていきますと、2015年から2019年、ここまでは、大体100%付近を推移しているんですけども、2020年に突然90%、2021年に93%と急激に基準値を下回っています。これはどういった理由によるものでしょう。担当の方からは、90%以内ならまあ許容範囲という声も、お話を頂いたんですけども、とても気になりましたので伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 2020年から学校給食の熱量、カロリーですね、こちらが減った理由についてであります。2020年に日本食品標準成分表が改定されたことによるものでございます。エネルギーの値につきましては、エネルギー産生成分量にエネルギー換算係数を掛けて算出いたしますが、2020年の改定によりその両方の値が変更されてきて、平均で9%減となったことによるものでございます。そういったことからカロリーは若干減ってございますが、ほかの栄養素につきましては計算方法に変更はございませんので、目立った変化はございません。

給食の栄養価につきましては、約1割程度の前後、どうしても食品の献立の作成によって変わりますので、許容であると認識してございます。

引き続き、子供たちの健康のために学校給食における栄養価の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。引き続き、ぜひ必要な栄養価の確保、期待しております。ありがとうございます。

カロリー自体はもちろんなんですけれども、量としての満足感というのも結構大事なことかなと思っています。地域の保護者の方は、5年生のお子さんから、こう言われたんですね。「お母さん、空揚げ2個で御飯とか食べられると思う」と言うんです。空揚げ2個、少な過ぎるって言うんですね。量はどんなもんかと詳細な献立表を調べてみたんです。ナゲットが出た日があるみたいです。2つで40グラム。高学年は1.21倍なので1個48グラム。一口サイズが2つ。これで御飯を食べる。ちょっと足りない気がします。成長期が始まった子供には物足りない量なのではないかと感じます。

市長が所信表明において述べた、生涯を通して健康であるためにも、子供時代の健康は重要であり、この健康維持に関しては全ての子供が平等に得るべきもの、このお考えはとてもすばらしいと感じます。この表明は子供の医療費助成への言及でしたが、学校給食についても同様であると感じます。

今年度、物価高騰対策で5,000万円が補助されましたが、今後も保護者に負担を押しつけることなく、市が責任を持って子供たちが必要な栄養をきちんとバランスよく摂取できるよう、こうした措置の継続を改めて求めていきたいと思っております。

ここで伺います。

また、地域の別のお母さんからは、アレルギーを持つ子供の除去食、これはどこもやっているが、代替食は乳製品だけなので足りないと思うという声を頂いています。除去食と代替食について、現状は十分と言えるでしょうか。もっと充実している自治体の情報などはつかんでいますか。これらについてもより一層進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食におけるアレルギー対応につきましては、単独校方式、親子方式、

センター方式など、学校給食の運営方式により対応できる数などに違いが出てまいります。例えば単独校方式で実施している小学校の場合は、対象となる児童が400人、献立は1コースなどでございますが、本市の場合はセンター方式で小・中学校を対象に実施しておりますので、対象の児童・生徒数は6,500人と多く、献立も3コースございまして、対象の人数が多いことから、その分該当するアレルギーも食品の種類も多くなってございます。

また、過去には、ほかの市でございますが、学校給食におけるアレルギー事故も発生しております。そういったことを踏まえまして、給食調理業務委託事業者、あと配送業者、学校と調整をいたしまして、現在の対応品目等となったところでございます。

引き続き、他市の事例など情報収集に努め、本市におきましても対応可能な事例がありましたら検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

代替食については家庭から持ち込んでもよいというふうには伺っておりますが、そうするとやはり保護者の方の負担も大きいかと思えます。基本的には市のほうで代替食を拡大して対応していただきたいと考えています。

またあわせて、ムスリムの方からは、宗教上の理由で食べさせられない食材があつて困っている、こういうお声も頂いています。もちろん数の上では少ないものの、このような事例にも都度きめ細かい対応は必要なことと感じますので、ここで改めて要望しておきたいと思えます。

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（早川美穂君） 引き続き学校給食について、次に食事時間の現状と課題について質問をさせていただきます。

御答弁では、大きな課題はないと認識しているとのことでしたが、こちらについても、地域の中学生のお母さんからお話を頂いています。昼食の時間は30分ですが、配膳や片づけを含めると食べる時間は僅か10分程度しかなく、お子さんが短過ぎて軍隊みたいだと言っているとのこと。昼食の時間は配膳と会食と片づけで小学校が40から45分、中学校は30分と伺っています。担当の方からは、食べるのが遅い子には空き教室や保健室などに移動して食べてもらう配慮がされること、一昔前の残してはいけませんとか、嫌いなものも食べなさいとか、そういう強制的な指導はなく、比較的自由に食べられる環境があることなども伺っており、そのフォロー体制についてはすばらしいと思えます。

しかし、そもそもたった10分や15分で昼御飯を食べ切ること、これを普通としてしまうことが子供への食育として適切なのかという点については強い懸念があります。早食いは、一口一口をしっかりと味わって取れないだけでなく、かむ回数の不足によって肥満や生活習慣病などのリスクが上がる点も問題視されています。厚生労働省では、健康づくりや食育の観点から、一口30回以上かんで食べようという「嚙ミング30（カミングサンマル）」運動というのを提唱しています。よくかむことで脳への刺激が増え、歯やあごの骨も発達します。

このような厚労省の方針と今の給食の慌ただしい食事時間は両立が可能なのでしょうか。伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 給食の時間におきましては、楽しく食事をすること、健康によい食事の取り方、給食時の清潔、食事環境の整備などに関する指導により、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通してよりよい人間関係の形成を図っております。給食の時間の設定に当たっては、指導の時間を含め、ゆとりを持って当番活動や会食ができるよう時間の確保に努める必要があります。

各学校におきましては、給食の準備、会食、片づけなどの一連の指導を実際の活動を通して毎日繰り返しており、児童・生徒の状況を鑑みて適正に時間設定を行っていることを認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。ゆとりを持った会食時間の確保、本当に大切なことと思います。

子供の頃から一旦身についた食生活や考え方、これを成長してから変えるのはとても難しいものです。小学生の段階から早食いの習慣がついてしまうことで、長期的に見て子供の健康への影響はないのでしょうか。また、食育で身につけさせたい食べる力のうち、食事の重要性や楽しさを理解する、また仲間と一緒に食べる楽しさを味わうなどは現行の時間配分で達成されるのでしょうか。伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 児童・生徒が給食の時間における共同作業を通して責任感や連帯感を養うとともに、学校給食に携わる人々への感謝の気持ちなどを豊かに育み、好ましい人間関係を育てる時間となります。また、給食の時間は学級担任等と児童・生徒が共に食事をする時間ですが、栄養士と適切に連携を取って指導することにより、望ましい食事の取り方の習慣化を図ることができます。食物アレルギー、肥満、やせなど児童・生徒の健康状態は様々であり、また、偏食傾向や食事マナーの状況、食べる速度やかむ力などについても個別に指導する必要があります。指導に当たっては、学級担任、栄養士、養護教諭等が協力して指導に当たっているところでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

今おっしゃった望ましい食事の取り方や食べる速度などを適切に指導するためには、現行の時間配分では不足ではないでしょうかという質問をしていたんですけども、別の保護者の方からも、最近の学校は本当にぎちぎちでゆとりがないというふうに声を聞いています。給食以外の面でも、近年では英語の必修化などで、小学校4から6年生の標準授業時数はとても増えています。1998年は年間945時間、今は1,015時間、70時間も増えています。昼食時間や休み時間が十分に取れるよう、学校や行政、地域でいま一度考える必要があるのではないのでしょうか。いかがですか。

○教育部参事（小野隆一君） 令和4年度東京都における学校給食の実態調査によりますと、準備から食事、後片づけまでの給食時間50分の小学校が3%、45分はおよそ57%、40分がおよそ38%、35分がおよそ1%となっております。市においては45分の小学校が5校、40分の学校が5校であり、各校の実態に応じて給食時間における効果的な指導をしていくために必要な時間を適切に設定しているものと認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

いろいろお話を伺い、授業の準備のために時間を確保したい先生方の御事情ですとか、現場での御努力もよく分かりました。ですが、やはり小学生の給食時間が配膳や片づけを含めて40分ないし45分、中学生は僅か30分、これらは食育という点からはやはり検討が必要と感じます。学びの主役である子供の声を今以上に取り入れていただき、今後の継続的な見直しを要望いたします。

次に、ジェンダー平等についての質問に移らせていただきます。

①市の正規職員（副参事以上と係長以下）及び非正規職員の男女比の現状と課題について伺います。

先月、市役所の各部署の職員の方々と顔合わせをしました。そのとき、その男女比にとっても驚いたんです。役職を持った方々について言えば、圧倒的な男性率の高さでした。この議会もそうです。市長こそ女性となりましたが、22人の市議会議員において女性はたったの5人、男女差別の解消、またジェンダー平等、これは昔から関心を持っていたテーマだったので、ここで改めてその重要性を強く強く感じ、質問に選びました。

お尋ねします。

頂いた御答弁によれば、正規職員の女性比率は副参事職以上で14.0%、主査職以下で38.6%、大変少ない数値と感じます。

東大和市特定事業主行動計画を確認しましたが、目標と目標到達年次について伺います。

○職員課長（高田匡章君） 東大和市特定事業主行動計画に定めております目標値でありますけども、管理職の女性割合が14%、係長職の女性割合が25%であり、目標到達年次は計画期間の最終年度の令和6年度であります。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

行動計画の管理職における女性割合14%、係長職における女性割合25%、この目標の数値そのものが低いのですが、いずれは50%にするという認識でよいでしょうか。それはまたいつまでに実施する予定でしょうか。伺います。

○職員課長（高田匡章君） 目標値や目標到達年度につきましては、現計画以上にお示しできるものはございません。目標値に達した取組項目につきましてはさらなる推進を目指し、目標値に達していない取組項目につきましては引き続き目標の達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 先ほどの市長答弁で、会計年度任用職員の女性割合は88.6%との御答弁がありました。非正規雇用の9割近くが女性、この偏りの大きい状況を市はどのように受け止めているのでしょうか。伺います。

○職員課長（高田匡章君） 会計年度任用職員につきましては、議員御指摘のとおり女性割合が高い状況にございますが、分析等のデータはなく、その要因について把握はできておりません。

会計年度任用職員の採用に当たっては、公正な試験または選考によりまして適切に人材を採用しており、結果として女性割合が高くなっているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

管理職などに女性が少ないことについては分析や改善の必要があることを認識されているのですから、同様に女性が多過ぎることへも疑問を持って、分析や改善の対象としていただきたいと思います。まして、会計年度任用職員は正規職員の方よりはるかに不利で弱い立場にある雇用形態の集団です。それが本当に公正な試験または選考により適切に人材を採用した結果なのかを疑うべきであり、適切な分析を要望します。これについては後ほど詳しく述べます。

次に、②市長の附属機関の男女比の現状と課題について。

こちら御答弁では、女性委員の構成比率の改善が課題と認識しているとのことでした。これの頂いた資料を確認しました。平成25年で23.7%、同じく30年で24.8%、令和4年で27.5%、徐々に伸びてはいますが、本来は50%であるべきと考えます。なぜこのように低い数値なのか御認識を伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 第三次東大和市男女共同参画推進計画において、審議会等における女性委員の比率40%を目指し改善に努めるとしてありますが、目標値との乖離が大きいものと認識しております。委員の選出に当たり、審議会によっては、関係機関からの推薦や職を指定するものもありますが、その改善に向けて、団体の長や幹部役員等に限定せず、女性が参画しやすい方法へと変更することや、公募の際などは子育て中の女性なども参加しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えております。このような取組を行えるよう市内でのさらなる意識改革を進めていくことで、目標に近づくものであると考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

では、市内でのさらなる意識改革について、ぜひ進めていただきたく期待をいたします。

次に、③男女共同参画に関する施策の現状と課題について。

御答弁では、総合的かつ計画的に推進中であり、様々な手法で情報発信に取り組むことが必要と認識しているとのことでした。こちら、廃止・縮小する事務事業リスト99事業、この中で男女共同参画推進事業については、男女共同参画におけるさらなる理解促進、意識啓発に取り組む必要があるが、男女共同参画フェスタ及び男女共同参画川柳については費用対効果に課題があるため廃止し、効果的・効率的な事業を検討するほか、情報誌については市報への一体化を検討し、広範囲への周知や事務を効率化することで経費や業務量の縮減を図る、このように事業の切捨てが行われました。

遅れた現状を見れば、切捨てではなく、抜本拡充こそ求められているのではありませんか。廃止事業に代わる効果的な事業は具体化したのでしょうか。伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 第三次東大和市男女共同参画推進計画では、様々な媒体を通じて男女共同参画に関する意識啓発を行い、日常生活で男女共同参画の考え方を意識することができるよう、その重要性を考えるきっかけづくりを行うこととしております。

このことから、費用等をかけて年1回のイベントを実施するといった手法ではなく、市役所市民ロビーでのパネル展やイトーヨーカドー東大和店の情報発信コーナーなどを活用するなど、様々な媒体を通して啓発の機会を増やすことで、理解促進、意識啓発に取り組んでいるところでございます。

また、男女共同参画情報誌であります「はーもにい」につきましては、市報への一体化によって、これまでかけていた折込み等の経費を削減し、効果的・効率的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

市長の答弁で情報発信に取り組むと言いましたし、これはもちろん重要なことですが、市が率先して市の管理職や附属機関の女性比率を引き上げること、これがまず重要ではありませんか。市の現状がこのように低いところに甘んじている現状で情報発信ができるのでしょうか。いかがでしょうか。

○職員課長（高田匡章君） 私のほうからは、市職員に係る部分につきまして御答弁をさせていただきます。

先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、市では特定事業主行動計画に基づきまして、管理職等の女性割合の引上げに向けた取組を行っており、毎年ホームページ等で進捗状況の公表等を行っているところでありま

す。

以上でございます。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 附属機関の女性比率の引上げを含めまして、男女共同参画を推進していく上で理解の促進や意識啓発は重要であると考えております。そのためにも、職員の男女共同参画意識のさらなる醸成を図るとともに、市民の皆様に対しましてもパネル展やSNSなど様々な媒体を通して理解促進、意識醸成が図られるよう、機会を捉え、積極的に情報発信してまいります。

以上でございます。

○**5番（早川美穂君）** ありがとうございます。理解の促進や意識の啓発、これはとても重要と認識しています。

例えばジェンダー指数1位のアイスランド、こちらでは男性の育児休暇取得率は86%ですが、これは権利ではなく義務として捉えられているものです。さらに、制度を整えることで推進に一定の強制力を持たせること、これも必要と考えます。同国ではクオータ制も採用されています。

御存じの方も多いかと思いますが、クオータ制というのは、格差是正のためにマイノリティーに割当てを行うポジティブ・アクションの手法の一つです。政治分野においては、議会における男女間格差を是正すること、これを目的とし、性別を基準に、女性または両性の比率を割り当てる制度であります。

市の職員や管理職、附属機関の女性比率などは一日も早く50%に引き上げる措置が取られるべきではありませんか。伺います。

○**職員課長（高田匡章君）** 私のほうからは、市職員に係る部分につきまして御答弁をさせていただきます。

現計画であります特定事業主行動計画の目標値につきましては、策定時におけます管理職等の女性割合やその他状況等を踏まえまして、実現可能な数値を目標値として設定をしたところであります。すぐに50%という割合には届きませんが、段階的に女性割合を引き上げることにより男女間の格差の改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 附属機関の女性比率につきましては、目標の早期達成に向け、委員の改選時期等を捉え、女性の登用が進むよう審議会等を所管する部署に対しまして協力を求めているところであります。

なお、目標値につきましては、これまでの庁内における取組状況や、国や都、近隣自治体の動向を踏まえた上で、計画の見直しに合わせ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**5番（早川美穂君）** ありがとうございます。

第三次東大和市男女共同参画推進計画についても確認をいたしました。こちら、計画策定の背景と目的、これが、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要と書いてあります。もちろん、その社会の実現というのは急務ですし、もろもろの計画の結果として多様性と活力が高まるのは望ましいことであります。しかし、人が減った社会を元気にするために男女平等を目指したほうがよいという認識だとちょっと違和感を覚えます。こうした認識こそ問題ではないでしょうか。いかがですか。

○**地域振興課長（池田 剛君）** 市が目指します男女共同参画社会とは、男女問わず、全ての人々が性別によらず職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において平等な立場で参画し、その個性と能力を発揮し協力し合える社会の実現であると、そのように認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） それならばなおのこと、本来働き方の規範を示すべき公務員制度、これを女性雇用の調整弁にして、ワーキングプア、働く貧困層をつくり出していることはとても問題だと考えます。日本全体の非正規率は37%、しかし東大和の市役所では55%もあります。さらにそのうちの88.6%が女性です。そして最低賃金に張りついた低賃金になっています。ジェンダー平等においては様々な施策がありますが、賃金格差の是正というのは土台中の土台です。東大和市がこういう構造を今温存しているのはとても問題だと思います。これを変えない限り、男女共同参画というのは絵に描いた餅であります。今の現状は直ちに解決すべきと考えます。認識を伺います。

○職員課長（高田匡章君） 会計年度任用職員につきましては、一般事務のほか、市の正規職員だけでは任用し切れない専門の知識等を有する職員を任用しており、その報酬につきましては、近隣市との均衡も踏まえながら、また職務内容に応じた額とし、適正に対応が図られているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○地域振興課長（池田 剛君） 市としましては、男女共同参画を推進するため、今後も第三次東大和市男女共同参画推進計画に基づく施策を各主管課と連携を図りながら職員の共通認識の下に進めていくことでジェンダー平等につながっていくものと認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 先ほど職員が専門の知識を有する必要があるとの話でしたけども、そうおっしゃるならばなおのこと安定した継続的な雇用が必要です。

自治労連が2022年に会計年度任用職員を対象に行ったアンケート調査があります。これは2万2,401人が回答したものなんですけども、例えば50代のDV相談支援専門員の方は、こう記しています。

毎年更新があることに大変疑問と不安を感じる。仕事内容、特に対人援助や相談業務というのは継続することが切れ目のない支援につながっている。担当者が毎年変わることで、サービスの低下ではないか。と言うんです。

また、報酬についても、勤続5年以上の方でも年収が200万円に満たない人が少なくありません。

別の方からは、仕事は正職員並み、労働時間も全く同じ、なのに3年ごとの試験の受け直し、給料もボーナスも低い、病気の休暇は無給、とても待遇が悪い。こういう声も伺っています。そして、これらの多くを担うのは女性です。会計年度任用職員制度、この制度は女性の犠牲の上に成り立っているととても差別的な仕組みと言っても過言ではないと思います。

総務省の2020年調べでは、地方公務員の非正規雇用における女性の比率は76.6%、そして東大和市役所の女性率は88.6%、これはさらに偏っている値です。男女の賃金格差の是正、ジェンダー平等の視点でも、この問題点を早急に洗い出し、改善を図るべきだと強く要望しておきます。

次に、PFAS（ピーファス）について再質問いたします。

多摩地域でのPFAS（ピーファス）汚染への取組について、①PFAS汚染の現状と市民の健康に対する影響について。

こちら、テレビや新聞で既にPFAS（ピーファス）の有害性、大きな問題となっています。東大和市でも多くの市民の方から不安の声を頂いています。

以下、伺います。

令和2年6月、環境省と厚労省が「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」を出しています。PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）とはどのような物質で、どのようなものに使用されているのでしょうか。伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 令和2年6月に環境省及び厚生労働省によりまして策定されました「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」により一部抜粋させていただきます。

「PFOS及びPFOAは科学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。撥水性と撥油性を併せ持つ特異な化学的性質としても様々な表面処理の用途に使われてきた。これまで、PFOSは、主に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク、写真フィルム等に、PFOAは、主に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等に使われてきた。」と記述されております。

PFAS（ピーファス）はフライパンの表面加工や食品包装紙に使われたりするなど、非常に多くの産業で身近な製品の製造や加工にも使用されてきたものであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。私たちの身の回りにかなり広い範囲で存在しています。そして、永遠の化学物質と言われるほど残留し続ける、こういう物質でもあると思います。

国際社会で、また国内においてどのように規制が行われているのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） まず、国際的な規制といたしましては、PFOS（ピーフォス）は2009年に、PFOA（ピーフォア）は2019年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質として製造、使用、輸出入が禁止されているものであるというふうに認識しております。

国内では、PFOS（ピーフォス）は2010年に、PFOA（ピーフォア）は2021年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入等を原則禁止とされているものであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。汚染物質として、もう国際的にも認定されて、禁止されている物質だということです。

改めまして、PFAS（ピーファス）の有害性と健康への影響、これについてどのように御認識でしょうか。伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 国立医薬品食品衛生研究所が発行しております食品安全情報によりますと、PFASの潜在的な健康への影響は何かという章がございますので、そこにおきますと、物質から生じる有害影響のリスクは、ヒトが暴露する量や暴露の持続時間にもよるという前置きがあった上で、動物実験におきまして、脂質代謝、甲状腺ホルモン量、免疫系を損なう可能性があるとしております。また、同情報におきましては、ヒトのがんリスクが増加するかということについても調べましたが、ヒトにそのような相関関係があるという仮説は十分に支持されないということでございます。

これは現在相関関係を明確に証明できていないということの意味するということでございます。

国は、PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）を、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについてに基づきましてこれらの化学物質を要監視項目に位置づけ、暫定的な目標値につい

てPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の合計を暫定指針値として50ナノグラムパーリットルの値を設定しているというふうに認識しております。これは、人が毎日2リットルの水を生涯飲み続けても問題がないとされている値というふうに認識しております。

また、東京都が行いました地下水の水質調査では、東大和市の値は暫定指針値を下回っている状況であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

先ほど、人のがんリスクと相関関係がないという仮説の話が出ていましたけれども、一方アメリカでは、デュポン社に対する公害裁判が既に戦われています。潰瘍性大腸がん、腎臓がん、精巣がん、高コレステロール、妊娠性高血圧、甲状腺疾患、これらの6つの病気にかかった3,550人に対してPFOA（ピーフォア）による健康被害が認定され、そして760億円の和解金が既に支払われました。米国の環境保護庁は、一定レベルのPFAS（ピーファス）にさらされると、以下のような影響が出る可能性があるとしています。生殖への影響、妊娠中の女性における生殖能力の低下、高血圧の増加、子供の発達の遅れや悪影響、低出生体重児、思春期早発症、骨の変化、行動の変化、また前立腺がん、腎臓がん、精巣がんなどのがんのリスクの増加、ワクチン反応の低下など、感染と闘うための身体の免疫システムの能力の低下、体内の自然なホルモンの阻害、コレステロール値の上昇、肥満のリスク、乳がんまたは妊娠高血圧症、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎のリスクなどなど深刻な影響の範囲です。

先ほども述べた裁判、これはもう760億円という多額の和解金をかけて争われた大きな裁判です。こちらでもPFOA（ピーフォア）とがん等の健康被害の因果関係が明確に証明されたというわけです。

健康被害を引き起こす有害物質の可能性が非常に高いという認識が必要ではありませんか。伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市内におけますPFAS（ピーファス）に係る監視の必要性について申し上げますと、水道水を主管する東京都水道局では、定期的に検査を行い、給水栓における濃度が暫定指針値を下回るよう管理しております。現在の市内の給水栓の検査結果では下限値未満となっているというふうに認識しております。

給水栓の調査において暫定指針値を超過した場合には、PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の濃度が高い井戸の運用を停止するなどの対応を行うというふうに認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

それではもう安心なのか伺いますと、先頃、多摩地域で650人の血液検査が実施されました。そしてPFAS（ピーファス）の血中濃度が測定されたんです。その概要と、当市市民における結果について伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 血液検査につきましては新聞報道等で承知をしているところでございます。民間の市民団体が実施したものというふうに認識しておりますが、東大和市から17名が参加したようでございます。そのうち数名の方が何らかの指針値を超過しているようでございます。ただし、日本におきましてはPFAS（ピーファス）の血中濃度による基準となる値というのは定められていないというふうに認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 当市の市民の検査結果について軽視をすべきではないと考えます。

米国のアカデミーが定めるPFOS（ピーフォス）とPFOA（ピーフォア）の合計の指針値、これは20ナノグラムパーミリリットル、これを超えた方が17人中既に1人、主要な4つのPFAS（ピーファス）、これらの合計の指針値、これも20ナノグラムパーミリリットル、これを超えた方に至っては17人中5人既にいます。これは決して少ない数字ではありません。

併せて、環境省が2021年に3か所で119人を対象に実施したPFAS（ピーファス）検査、こちらの平均値も紹介します。

PFOS（ピーフォス）は3.9、PFOA（ピーフォア）は2.2でした。これに対して、東大和市民の平均値、PFOS（ピーフォス）で2倍、PFOA（ピーフォア）で1.6倍あります。また、PFAS（ピーファス）の血中濃度、これについて、おっしゃるとおり現時点では国内で基準値は定められていませんが、15日の、今月ですね、参議院環境委員会において、神ノ田昌博環境保健部長は、血中濃度が高ければ相対的に健康影響のリスクは高い、これを認めています。

米国科学・工学・医学アカデミーの「PFAS曝露、試験、及び臨床的フォローアップに関するガイダンス」、こちらでは、PFAS（ピーファス）の血中濃度が20ナノグラムパーミリリットル未満の場合においても、つまりそれ以下であっても脂質異常症、妊娠高血圧障害、乳がんについての検査の実施を勧めています。特に妊婦の方については、暴露源が特定された場合、暴露を減らすように勧めています。

さらに、20と先ほど申し上げましたが、その10分の1、僅か2ナノグラムパーミリリットルを超えた時点で既に健康への悪影響のリスクが高まると、こういうふうに言っています。これについていかがですか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 現在のところでございますが、水道水におけるPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）につきましては、法的な規制値を設定している国はないと存じております。一部の国で目標値等を設定されているものの、検出状況の把握や最新の科学的知見の収集が現在行われていることから、その値は各国で異なっているというふうに認識しております。

一方、国内におきましては、令和2年4月1日に水質管理目標設定項目として位置づけられており、暫定指針値はPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の量の和として50ナノグラムパーリットルとなっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） では、ここまでは血中濃度についてお話してきましたが、では飲料水についても申し上げます。

米国の環境保護庁は、昨年6月、飲料水の生涯健康勧告値を従来の70ナノグラムパーリットルより3,000倍も厳しい値に変更しました。健康を維持するには飲料水中のPFAS（ピーファス）はゼロにすべきとの方針を示しました。今年3月には、強制力のある規制値として、PFOS（ピーフォス）とPFOA（ピーフォア）、それぞれ4ナノグラムパーリットルを提案しています。これはどれくらいかと換算しますと、25メートルのプール、これ水いっぱい入れまして、そこにお塩を一つまみ、ちよろっと入れる、これぐらいの数値です。大変これを見るだけでも毒性が強い物質なのではないかと思えます。

改めて、東大和市民の健康に対する懸念を市と共有しておき、次の質問に移ります。

②PFAS汚染から市民の命と健康を守るため必要な対策について。

こちらの御答弁では、国や東京都の動向に注視し、適宜情報発信を行ってまいりたいとのことでしたが、この問題は既に国や都の動向を注視している場合ではないと考えます。血液検査の結果、既に市民の方から基準

値を超える人が出ている以上、他人事で済ませてはいけないと思います。PFAS（ピーファス）の重大性、また現在の汚染状況について市民に説明すべきと考えます。いかがですか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 繰り返しになるかもしれませんが、国や東京都の動向というものにきちんと注視しまして、正確に理解した上で適宜情報発信というものが行えると思っておりますので、そういった姿勢で今後もまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） こちらも繰り返しなんですけども、国や都の動向をもはや注視している場合ではないと思います。

ここではほかの自治体の例を御紹介します。

2020年、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議という市民団体の方々が多摩の住民の血中PFAS（ピーファス）調査を行いました。いずれの住民にも高い数値が検出されたため、多摩地域での大規模な血液検査、また健康調査をしてくださいと環境省と都庁を直接団体の方が訪問したそうです。すると、環境省の方いわく、自治体を飛び越して環境省が出るわけにはいかない、じゃあ都庁に聞いてみますと、都庁の方は、基準もないし、健康調査は環境省の管轄と言うんです。どちらも譲り合っている感じです。恐らく東大和市が訪問しても同じ展開になることが予想されると思います。市が独自に動くべきと考えます。

現在市内には、PFAS（ピーファス）検査機関の受皿がありません。さらに、高額な自費検査のため、検査を仮に希望しても実施が困難な状況があります。汚染地域の住民は希望すれば検査を受けられるように、国が受入機関を増やすように整備を要請すべきと考えます。また、検査で仮に米国基準値を超えた方、これがいらした場合は、フォロー体制も必要です。

水質汚染の問題というのは、過去の歴史を見ても分かるとおおり、解決に長い年月を要します。住民の健康についての長期的な観察というのはとても重要です。有害性の高さ、汚染地域の広範さからPFAS（ピーファス）は第二の水俣病になるのではないかと、こういう懸念も聞かれるほどです。健診などの機会に住民のPFAS（ピーファス）血中濃度検査を行い、健康への影響を明らかにするとともに、PFAS（ピーファス）を健診項目に追加して実施する、または学校や公的施設への浄水器の設置、その購入補助、こういった万全の対策を取るべきと考えます。いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 現状では、東京都によります地下水水質調査、当市におきましてはこの暫定指針値を下回っているというふうに認識しておりますが、この暫定指針値を超えている自治体の動向を見ながら必要な検討をすることになるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） PFAS（ピーファス）の問題というのは、この東大和市民全員の命に関わる問題だと思います。国や東京都の動きを待っている場合ではないです。独自にでも動くべきです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）すぐに……

○議長（東口正美君） 傍聴の方に申し上げます。

議事進行に影響がありますので、会議中は静粛をお願いいたします。

失礼いたしました。どうぞ。

○5番（早川美穂君） すぐに大規模な調査を行うことは難しくとも、少なくとも住民への説明、検査の案内、これらはできるはずで。全力で取り組むべきであると厳しく指摘をして、この項の質問を終わります。

次に、地域公共交通について伺います。

ちょこバスの①住民の交通権・移動権を保障する行政の役割と施策について伺います。

御答弁では、現在は明確な規定はなく、市としては交通政策基本法にのっとり市の状況に応じた施策を講じていくとのことでした。地域公共交通、主にちょこバスについては、地域の方々から日々たくさん声を頂いています。幾つか御紹介したいと思います。

まずルートについては、桜が丘4丁目の方からは、路線が中に入ってきてもらわないととても利用できないという声、上北台住宅では、市役所に行くために一度バスで立川まで出てから行かないといけない、上北台駅まで歩くのは遠過ぎる、芝中団地みたいに上北台でも真ん中にバスを通してほしい、こういう声もあります。湖畔のほうの方は、坂を下りてバスに乗る、これはいいけど、買物して荷物を持って坂を上がることができない、周遊道路の上のほうも通してほしいという声も寄せられています。また、料金についても、100円の時きは乗っていたけど180円はちょっと高過ぎる、西武バスではシルバーパスが使えるのにちょこバスで使えないのは納得できない等の声を頂いています。

じゃあ毎日の買物において、バスの代わりに何か解決策ってないんでしょうかと伺うと、アマゾンが難しく使えない、移動販売車もあるんだけど、回ってきたら最後のほうだともう品物が何も残ってない、娘に来てもらって1週間分まとめ買いを買物してもらって何とか暮らしている、こういう声を伺っています。お話しいただいた方の中には、既に自動車の免許は返納して自転車に乗ることも難しくなり、体力的に長距離を歩けない、こういう方も多いです。

皆さん本当に必死な御様子で話されます。こうした切実な住民の声に対して市は応える必要があると思いますが、いかがですか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** ちょこバスにつきましては、利用者数は順調に増加しており、多くの市民の皆様身近な公共交通として御利用いただいているものと認識しております。

一方で、様々な御意見があることは市としても承知しているところでありますが、ちょこバスについては、車両制限令等の規制に適合し、かつ一定の需要が見込めるルートとする必要があることや、路線バスを補完し持続可能な公共交通ネットワークを構築していくものとする必要があることから、全ての御意見にお応えすることは困難であります。

以上でございます。

○**5番（早川美穂君）** 過去の一般質問も確認しましたが、交通権については常に法令に明確な規定はない、国等で適切な議論、国との適切な役割分担という一貫した姿勢を続けておられます。しかし、交通権の規定がどうあれ、今現実にはこういった切実な問題が地域の方々からたくさん出ています。国の適切な何とかかんとかというのを待っている場合ではないと思います。市の責任で早急に解決しなければいけないと考えますが、いかがでしょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 交通権につきましては、先ほど市長から答弁があったとおり明確な規定はありませんので、市といたしましては、交通政策基本法に基づき施策を講じてまいります。また、地域の方々からの御意見につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、ちょこバスは不特定多数の利用に着目した公共交通でありますので、一人一人の細かい御要望に対応することは困難であると考えております。

市といたしましては、交通政策基本法や東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン等に基づき、今後も市内に持続可能な公共交通ネットワークを構築するための取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

私が直接お声を頂いたのは高齢者の方々が多くはありましたが、ルートや料金のような基本的な要望、これはぜひ不特定多数からの意見として検討していただきたいです。

また、一人一人の細かい要望への対応が困難なことは十分承知しておりますが、高齢者に優しい制度設計、これは子供や障害を持つ方々など多くの交通弱者にとっても利便性の向上になると思います。要望の検討はとも無意味なものではないと指摘しておきます。

これに関連しまして、②のちょこバスの運行改善・シルバーパスの適用について再質問いたします。

御答弁では、ちょこバス運行については、お客様からの御意見を事業者と共有し、日々運行の改善に努めている、またシルバーパスの適用については導入は難しいとのことでした。

①で申しあげましたように、先ほどルートや料金について大変多くの声が地域の方々から寄せられている状況です。ぜひ御意見の一つとして運行事業者と共有し、現場にフィードバックをしていただきたく思います。親切だから行きたくなる市役所とともに、そもそも行きやすい市役所になるように公共交通の整備を求めます。

市は本年度の予算編成においても、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち、これを目指した施策を最も重要な施策として位置づけています。健康寿命の延伸、またシニアの方々の地域での活動を支援する施策を進めるとのことです。高齢者がつながりを感じ地域活動に気軽に参加できるようにするためにも、外出のハードルを下げることは非常に重要と考えます。

シルバーパスについてもまた伺います。

もし適用した場合、どれだけの支出になりますか。以前の予算組替えのとき、予算特別委員会で御答弁いただいているかと思えます。伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） シルバーパスでの無料乗車を導入した場合の影響額についてでございますが、直近の令和5年3月の予算特別委員会で御答弁させていただいた、運賃を100円としシルバーパスでの無料乗車を導入した場合の試算に沿った形で試算し答弁をさせていただきます。

ちょこバスの利用者の何割の方がシルバーパス利用に転換するのかとのことについては非常に予測が困難ですが、仮に転換する人数を市の70歳以上の人口比率である約2割と仮定しますと、その2割の方は無料で乗車することになります。また、無料乗車のため、利用者の増を考慮する必要がありませんので、ちょこバスの収入は転換したほうと同じ割合で約2割減少することとなります。令和5年度の当初予算の運賃収入は約2,220万円を見込んでおりますので、この2割に当たります約440万円の減収が見込まれます。したがって、440万円の補助額が増加する計算になりますが、この数字はあくまで一定の仮定に基づいた試算の一つであり、実際の影響額とは異なる場合がございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 詳しくありがとうございます。

こちら、武蔵村山市のほうでは実現ができています。東大和市でも実現ができるのではありませんか。また、運賃を100円に戻し、かつシルバーパスを適用すると1,040万円ほどかと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 武蔵村山市の状況は承知しておりますが、先ほど市長から答弁があったとおり、市財政も厳しい状況にある中、補助金の対象となる見込みもなく、シルバーパスでの無料乗車を導入する

ことは困難であると認識しております。また、運賃を100円に戻して、かつシルバーパスでの無料乗車を導入しますとさらに影響額が大きくなるため、導入はさらに困難であると認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 武蔵村山市は、以前シルバーパスの補助金を受けていたんですよね。しかし、運賃を一時的に100円にしたことで補助金を受けられなくなりました。しかし、運賃を戻した今でも補助金はない状態なんですけれども、それでもシルバーパスを提示すれば乗れるようになっています。これが公の交通の意味ではないかと思います。東大和市においてもぜひそのような姿勢であってほしいと要望いたします。

次に、③市の定義する公共交通空白地域の対策について伺います。

御答弁では、ちょこバス運行とともに地域検討組織などとの協働によるコミュニティ交通の導入に取り組んでいるとのことでした。こちら、現在の公共交通空白地域については、市が空白と既に認定しているわけですから、市が主導すべきであると考えます。住民の声に応え、空白を行政の責任として埋めていくべきではないでしょうか。御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） ちょこバスによっても解消できない公共交通空白地域におけるコミュニティ交通の検討につきましては、限られた地域内の交通であり、需要の規模もそれほど大きくないため、持続可能な公共交通とするためには利用の厚みを確保する必要があり、皆で利用することが求められております。そのためには、その地域の実情に基づいて地域が必要とするコミュニティ交通を地域の皆様とともに考えていく、いわゆる協働の取組が必要不可欠であると考えております。

このため、市が主導してちょこバスによっても解消できない公共交通空白地域を解消していくことは困難であると認識しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） それでは、地域検討組織などとの協働によるコミュニティ交通の導入に取り組んでいるとのこと、導入に向けまして現時点では具体的にどのような可能性が見えているのでしょうか。伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） これまで、湖畔地域及び芋窪地域において地域検討組織等との協働によるコミュニティタクシーの試行運行を実施しております。湖畔地域につきましては、試行運行期間中の乗車人数から運行基準を満たす収入が見込めなかったため、本格運行への移行は困難であると判断いたしました。このため、現在は地域検討組織が主体となり、当該地域にふさわしい交通手段の在り方についての調査・研究を行っているところであります。

芋窪地域につきましては、昨年度実施した試行運行結果の分析等を行っているところであります。このため、現時点では両地域ともコミュニティ交通の導入には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 詳しくありがとうございます。

運行ガイドラインの500万円が先にありきではなく、市民の困り事の現実、切実な市民の声、これを直視していただきたいと思います。企業なら、利益の有無で必要性を決めるのは理解できます。しかし、公共、公というものはそういうものではないと思います。金額の問題ではなく、住民の交通権・移動権、行きたいときにきちんと行けるところに行けること、これを保障する、こういう立場に立って、一日も早く市が主導して解決すべき、自治体が踏み出してもらおうべきと申し上げまして、この項を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、早川美穂議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（東口正美君） 次に、11番、押本 修議員の一般質問であります。本日本会議を欠席することに伴い、一般質問通告取下げの申出がありました。よって、今定例会における押本 修議員の一般質問は行わないこととなりますので、御承知おきをお願いいたします。

○議長（東口正美君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日22日及び23日、26日から29日につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（東口正美君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時26分 散会